

令和元年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

令和元年7月4日（木）午前9時開議

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案第50号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その2）

日程第4 議案第51号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 淵 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政策企画監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢南庁舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健康福祉部長	平 塚 直 樹
都市整備部長	鹿 野 政 和	環境水道部長	広 瀬 進 一
会計管理者	清 水 千 尋	教 育 次 長	児 玉 太

監査委員 高山浩之  
事務局 長

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 広瀬照泰 書記 松山詔子  
書記 近藤圭代

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、早朝よりお越しいただきました傍聴の方々、大変ありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げたいと思います。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日、市長から議案第50号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その2）及び議案第51号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の議案が提出され、受理をいたしましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

12番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬君。

○12番（広瀬武雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より傍聴の皆さんには、心から厚く御礼申し上げます。

ちょっと声をからしておりますので、お聞き苦しい点を御容赦いただきたいと思います。

それでは、ただいま議長の指名によりまして、議席ナンバー12番の広瀬武雄でございますが、通告に従いまして、以下3点につきまして質問をさせていただきます。

その第1点目は、市長選での公約「健幸都市みずほ」の基本政策における各項目の体制と、それらの目的、その項目は多岐にわたりますが、昨日の質問と、本日これから質問される皆様方との重なった部分を少し除きまして、4項目に絞りまして質問をさせていただきます。

そして、2番目は、今後の職員の育成方針と職員の再任用制度について、3番目は、来年度からの新学習指導要領の実施に伴う当瑞穂市の課題は何かと、大きく分けまして、この3点でございますが、第1点目は4項目にわたりますので質問をさせていただきます。

以下、質問席より質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま申し上げましたように、市長選での公約「健幸都市みずほ」の基本政策

における各項目の具体策と、それらの目的、時期並びに期間等について、その市長の思いをお伺いしたいと思います。

その第1点目は「健康・安心」健やかに安心して暮らせるまちの実現との公約でございましたが、その中身を見ますと、さらに項目が分かれておりまして、9020の推進とか障害者支援センターの整備等がございました。その中で、障害者支援センターの整備についてお伺いいたします。

障害者支援センターの整備をしたいと、こういうことですが、瑞穂市の障がい者総合支援プラン、平成30年から平成32年、現在令和でございますが、に伴います、その支援プランが作成されております。また、瑞穂市の第2次総合計画、平成31年から32年度の実施計画、さらには厚生労働省障害保健福祉部の障害福祉課が出しております地域生活支援拠点等についての各項目がたくさん記載されております。そういうものを踏まえて、このようなお考えがあるのか、あるいはどのような障害者支援センターを整備されていかれるのか、その思いをお聞かせいただきたい。お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） おはようございます。

ただいまの広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

障害者支援センターの整備という点でございますが、これは議員御指摘のとおり、平成30年度に策定いたしました瑞穂市障がい者総合支援プランにおいて2点ほど上げております。1点目が、これも御指摘のございました地域生活支援拠点の整備及び基幹相談支援センターの設置としてこのプランには位置づけております。重要施策の一つとして考えております。

このうち、まず地域生活支援拠点の整備でございますが、平成31年3月に示された御指摘の厚生労働省の資料によりますと、5つの機能を備えたものということになっております。1つが相談でございます。2つ目が緊急時の受け入れや対応と。3番目が、就労が主になりますが、体験の機会、あるいは場の確保。それから4番目が専門的人材の確保や養成と。5番目が地域の体制づくりというふうに掲げてあります。これらを備えた拠点の整備でございますが、圏域、うちで申しますと岐阜圏域、もしくは広域連合管内というふうになりますが、または市町村で少なくとも1カ所を整備するとされておりまして、プランの中では令和2年度末までに整備をすることとしております。

続いて、2点目の基幹相談支援センターでございますが、これは地域における相談支援の中核的な役割を担うと位置づけられておりまして、こちらについても令和2年度末までに1カ所を整備するというようにしております。

現在の進捗状況でございますが、本巣市や北方町等々近隣市町との調整を行っておりまして、圏域、複数の市町村で置くのか、あるいは単独で置くのかというところについて協議をしてご

ございます。もちろん期限までの整備に向けまして、一層のスピード感を持って取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

要は、障害者支援センターにつきましては、相談業務とか緊急時の受け入れ等々の対応を令和2年までに、あるいは2年末までに何とかしたいと、こういうお考えのようでした。また後からまとめて市長に御答弁をいただきたいと思いますが、時間の都合上、次に進ませていただきたいと思います。

次に、同じ項目の中におきます「安全快適」誇れる安全・機能性の高い快適なまちの実現と題しまして、その項目の中には穂積駅の利便性の向上と複合商業施設の整備とか、（仮称）犀川ふれあい橋の新設促進等がうたわれておりますが、この中で、（仮称）犀川ふれあい橋の新設促進につきまして、どのような目的で、いつの時期に、どの程度の大きさの橋をかけられるのか、その辺も含めまして御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） おはようございます。

議員がおっしゃられます（仮称）犀川ふれあい橋の新設促進という質問についてお答えしたいと思います。

犀川地区の住民の方からも、かねてから御要望もありますことは承知しておりますが、これは犀川地区から牛牧地区へ犀川遊水池内に新たに歩道橋を設置する構想を指して市長さんが申されているものというものでございます。これによる機能、効果は4つあるのではないかとこのように考えております。

1点目は、犀川地区の生徒・児童さんは、牛牧小学校へ宝江の県道沿いを通りまして国道21号を横断して牛牧小学校へ通学されておられるわけなんです、この歩道橋によりまして、安全な通学路の確保とあわせて通学時間の短縮が図れるというふうに思います。

2つ目は、交通弱者、特に高齢者の方への買い物施設への利用における、その支援ができるのではないかとこのように考えております。

3つ目には、災害、特に水害ですね、そのときにおいて、この犀川地区は標高11メートルに造成されて堤防と同じ高さの敷地になっております。こういったところへの迅速な避難経路の確保ができるのではないかとこのように考えております。

4つ目には、犀川遊水池には公園が整備されております。これらの歩道橋の設置によりまして、新たなルートの創出による地域交流の活性化を目的とした景観に配慮した歩道橋整備が図れるのではないかと、そういった観点からしますと、現在計画しております（仮称）柳一

色歩道橋や、整備が完了して供用開始されている野田あゆみ橋、牛牧ふれあい橋といったものと同様の効果が見込まれることから、歩道橋整備は有効ではないかというふうに考えておるところでございます。ただし、ここにつきましては国の河川法の許可申請、これが可能かどうかというところがまず1点あります。それから延長にしますと約280メートルほどの橋になります。非常に事業費が高いということが推測されます。また、それに対する財源の確保というところも課題になると思いますので、そういった点を注視しながら今後の構想の具体化につきまして検討してまいりたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

この犀川ふれあい橋の目的は、今の部長の答弁から考えますと、やはりあそこの団地には200世帯ぐらいがお住まいのようございまして、そこに一緒に住んでおられます児童、あるいは学童といえますか、そういう方々の牛牧小への通学の利便性というものが第一に考えられると。それからまた、新しい団地とはいえ、高齢者のいわゆる弱者救済という意味も含めてつくりたい、また水害時の対応、それから公園をうまく活用して市民の憩いの場所にしていくためにも、これら犀川のふれあい橋が必要ではないかと、こういうような目的から、このような新設促進の案が出たようございまして。

もちろん今答弁の中にありましたように、私自身も、あそこは非常に大きな川でありまして相当大きな橋になるなあと。では、今話が出ましたように、いわゆる財政的な支援は国や県から来るのであろうかという基本的な考え方が湧いてくるわけではありますが、今話の中にもありましたように、国のほうへの申請によって、その辺の金額はまた違ってくるかとは思われますが、瑞穂市単独の予算ではとてもできないなあと、こういうふうに考えているところでございますので、なるべく国や県の補助金をとれるような格好で、このふれあい橋の新設促進をしていただきたい。

そこで、もう一点だけお尋ねいたしますが、私もあの団地の中を回らせていただいたことがあります。その折りに、我々はだまされたんじゃないかという住民がおられました。その話を聞きますと、ここへ住むときに、ここには橋がかかるよという前提条件で住んだのに、いまだにまだ橋がかけられていない、おかしいんじゃないかという疑問を呈された住民の方が二、三人おられました。その辺は、不動産屋の対応のいかんによってはそういう話をしたかもわかりませんが、過去、瑞穂市としては、あの団地を開発するとき、このような橋をつくるという前提があったのかどうかだけ、もう一点だけお尋ねしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員がおっしゃられます、今団地と言われるのは穂南自治会というところが200世帯ほどございます。東3分の1ぐらいは大垣市になっております。これは、もともと犀川堤外地土地区画事業で生み出された土地で、約106ヘクタールの区域の中で70%が今の治水のための遊水池、あとの30%、約30ヘクタールが今の11メートルに造成された宅地として、土地を持ってみえた所有者の方に換地したというような事業の中で、今の土地、住宅ができ上がっているというところでございます。

その中で、土地区画整理事業の中で、実は、もともとの川というのは今の水面のあるところが非常に、先ほど私が280メートルほど堤防から堤防へ届く橋はそのぐらいの延長と言いましたけど、実際に川幅は35メートルぐらいと、通常流れている川幅はそれぐらいでございます。そこに従来は橋が、たしか3本ほどかかっていたと思います。それは牛牧から当時の墨俣へ渡るような橋があったと思います。その中でこの事業が行われることによって、牛牧から南側の墨俣へ渡る橋がなくなるという中で、土地区画整理事業の中で機能の保障をするという中で橋をかけるというようなお話があったというのは私も承知しておりますが、橋をかけることなく、その土地区画整理事業が組合が終了、解散したというところが今の現状でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても今御説明がありましたような経緯の中で、今回新しい市長が犀川ふれあい橋の新設の促進に尽力いただくと、こういうことでございますので、今後とも、この進捗状況、あるいは国との折衝状況等々につきましては、委員会を初め担当部署から全員協議会にも刻銘に御説明をいただくことを要請しておきます。

この項目につきましては、また後から市長からもお話をいただきたいと思いますが、次に進みまして、市民野球場、市民サッカー場の整備、これは大きな項目としては子育て、教育、子供たちの未来が光り輝くまちの実現という大きな項目の中の一つに市民野球場、市民サッカー場の整備という項目が出ておるわけでございますが、この市民野球場、サッカー場の整備ということになりますと、単純に考えますと、野球場やサッカー場を整備して、どの程度利用があるのかとか単純な疑問が湧いてくるわけでありますが、その辺も含めまして、現在の市民野球場とかサッカー場をどこでおやりになっているかは詳しいことは承知しておりませんが、どの程度の利用人口が現在もあり、将来もどの程度ふえていくのであろうかという点を、担当部からとりあえず御答弁いただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 改めまして、おはようございます。

さきの広瀬議員の御質問について、状況を御報告させていただきたいと思います。

現在、野球やサッカーの専門施設ということではございませんが、市の中の社会体育施設として野球のできる施設が5施設、それからサッカーのできる施設は6施設ということでございます。あと、学校開放ということで学校のほうを利用させていただいておりますが、これは野球が8施設、サッカーが8施設という状況でございます。

この中で、こちらの統計として、きょう御紹介したいのは体育施設のほうでございますけれども、体育施設の利用件数は全体で、延べなので積み重ねた数字ではございますが、利用件数は全体で9,098件でございます。これは30年度でございますが、その中でサッカーは1,244件、約13.7%、野球の件数は1,211件、13.3%、その他が残りの6,643件ということで73%ということになっております。

今後、利用状況等、さらに詳細に確認しながら検討するようしていきたいということを考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

今の答弁によりますと、現状はサッカー場も野球場も1,244件とか1,211件、大体13%前後が野球やサッカーをされておると。その他が73%、いわゆるその他というと、多分にいろんなスポーツがあろうかと思いますが、代表的なのはテニスではないかなあと考えるところであります。したがって、この項目が新しい市長の公約として出てきたという前提には、とても野球場やサッカー場が足りないよという段階的な考え方で出てきたのかどうか。

それからもう一つは、昨日もある議員が質問しておりましたが、御存じのとおり巢南にあります（仮称）大月多目的広場に3年間で6億1,000万もの予算の計上がされていると。そういう中であって、新たに野球場や市民サッカー場を整備するのかという単純な発想が湧いてくるわけですね。ならば、大月多目的広場の中に野球場やサッカー場もつくったらどうなんだという市民の声もあるところであります。したがって、その辺もまた後から市長に御答弁いただきたいと思いますが、この辺、さわりの部分だけでも結構ですが、まずもって御答弁いただける部署があれば御答弁いただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 失礼します。

今後の中で見通しということでの御質問をいただいておりますけれども、先ほどもちよっと申しましたが、利用状況を確認しながら全体のところも含めて考えていかなければいけない問題かなというふうに思っております。大月多目的広場につきましては、今までの経緯とかございまして、できるだけ地目に限らず広く市民の方に集まっていただいているということと、これまで進んできたところであるとは思っておりますので、きのうも御答弁させていただきました。



たけれども、そのように基本的には進めていきたいというような思いでございます。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） まあ、教育次長からはそのような答弁しかできないかなあと考えるところではありますが、またこれも後ほど市長より御答弁願いたいと思います。

続きまして次に移りたいと思いますが、人口対策、行財政改革、持続可能な行政運営を誇るまちの実現という大きな項目の中で、子育て世帯の住宅取得支援の創設という項目があります。これにつきましては他の議員との質問事項が重なっておりませんので、あえて御質問させていただきますが、この内容は、大きな項目から推測いたしますと移住・定住という意味が含まれているのか、すなわち人口対策と書いてありますので、そういう面かなあとというふうに単純に考えるところではありますが、この辺も含めまして、どのような考え方で、この子育て世帯の住宅取得支援の創設というものが考えられて、ここに記載されてきたのか、この辺のところを御答弁願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

広瀬武雄議員の子育て支援の住宅取得支援制度について御説明をさせていただきます。

この子育て支援住宅取得支援制度は、単なる人口減少対策ばかりではなく、高齢化している自治会や子供が少ない自治会に、この子育てする世帯の方が転入された場合に支援をしていきたいと考えております。この子育て支援に対しては、瑞穂市は人口がふえているからそんな対策は行う必要はないという方もおられるかもしれませんが、瑞穂市が住宅がふえている地域には偏りがございます。市街化調整区域や従来からの地域では、子供さんたちが独立をして、そして高齢世帯になり、さらに独居世帯になり、空き家になってまいります。そんなときに空き家を取り壊していただいたり、また空き家を改築して若い世代の方々が住んでいただける、そんなことを願って、この子育て支援住宅取得制度を設けた次第でございます。そんな、これから空き家の利活用もしっかりやっていかなければならない、そんなところで民間の活力も得ながらこの制度を進めていきたいと考えております。ただし、この空き家対策もかかわるために、この制度には時間がかかるかもしれませんが、しばらくの間、この制度に対して執行部のほうでも進めていきますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございました。

その思いが大体わかりましたが、人口対策のみならず、今のお話から推測いたしますと、高齢世帯、あるいは独居世帯、それがやがては空き家世帯になり、その空き家の問題が、非常に

世間一般的に全国的にもクローズアップされていると。こういう意味を含めて若い人たちが住んでいただけるように援助していきたいと、こういうことでございます。

しかしながら、そういう目的で創設されるのは結構なことかと思いますが、じゃあ、そういうものの基準的なものは今後の課題かとは思いますが、例えば課税問題、どのようなものも課税とか所得とか、そういうものが基準になりますが、大体そういうことについてはおおよその見当はついているのかどうか、再度御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今御質問いただきました、その世帯の基準とか所得制限とか、いろんな状況については、これから順次、その空き家の中の対策を進める中で考えていきたいと思しますので、よろしくお願いを申し上げます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） まあそういうことで、この住宅取得の支援の創設という問題については、これから詳細を煮詰めていきたいと。その目的は、必ずしも人口対策ではない、むしろ空き家対策だというふうに結論づけられるかと考えるところであります。

時間の都合もありますが、このいわゆる「健幸都市みずほ」の基本政策における各項目の4項目にわたって、ただいま私は質問させていただいたところでありますが、前3項目につきましては担当部長、あるいは次長より御答弁いただいておりますが、これらにつきまして市長としてのお考え方も、それぞれ簡単で結構でございますが、述べていただければありがたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、障害者の支援センターの整備ということでは、先ほど部長のほうから答弁をしておりますが、地域の生活支援拠点の整備、それから基幹相談センターの設置ということで、令和2年度末までに、その今計画がございますので、それに沿った形で進めていくということで御理解をさせていただきたいと思ます。

また、犀川ふれあい橋についても都市整備部長のほうから答弁させていただいておりますが、先ほどの課題でありました費用とか、国とか県からの助成についても、これから本当にその橋が国のほうから許可が得られるのかということも今打診をしておりますので、そのあたりについて、また詳しく説明をさせていただきます。

そして、市民野球場、サッカー場の整備についてということで、議員御指摘の不足ではないかというようなこともございましたが、少し考え方は違ってございまして、市民の方々に、瑞穂市に野球場、サッカー場ってどこにあるか御存じですかと聞いたときに、ほとんどの方が、そんな施設はない、どこにあったかなあというようなことを言われます。それはごもつともだと

思います。では、国道21号線上に野球場がありますと言うと、あっ、あれはグラウンドだなと言う方がたくさんお見えになります。そこで今野球をしておるわけですが、外野に飛んだボールが点々と、どこまでも果てしなく外野まで行ってしまふ、それでホームランかどうか分からないような、そんなグラウンドで野球をさせているということが、私はどうもこれから次の時代を担う子供たちには、各小学校でスポーツ少年団が野球をやっておりますが、今度の日曜や休みには、あの野球場やサッカー場で試合ができるというような、そんな夢を子供たちに与えてあげたいということで、市民野球場、サッカー場の整備を考えています。そのグラウンドが国道沿いにある必要があるのかどうか、また生津のグラウンドについても生津にある必要があるのかどうかということも、これから検討していきたいと考えています。例えばそのグラウンドが市内の中央部にあって、それからその中央部で整備ができたとしたら、その10年後にはそのあたりも発展してくると思います。これから瑞穂市は、そんな土地利用を有効にしていかなければならない、そんなことを考えております。それには、やはり私だけではなく議員の皆さん、またきょう傍聴に来てみえる皆さんのいろんな御提案をいただきながら、これはハードルの高い事業だと思いますが、皆さんにお願いを申し上げまして、この質問の答えとさせていただきます。

あとは、先ほど子育て世代の取得制度の支援については、議員おっしゃられたように空き家対策の一部かもしれません。これは本田団地とか牛牧団地の団地再生にもつながるような事業になると思いますので、時間がこれにもかかるとは思います。皆さんの理解を得て進めていきたいと思っておりますので、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

私からの4項目にわたりまして各担当部長並びに最終的には市長より、その考え方を御答弁いただきました。大変よくわかった部分が約7割ぐらいありますが、今後、その後の3割につきましても、また詰めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で、市長選での公約「健幸都市みずほ」の基本政策における各項目の具体策と、それら目的・時期並びに期間等についての思いを伺ったところでございます。選挙公約は勝つための手段として並べたものではなく、当選後は全力を尽くして公約を実行すると有権者と契約を結んだものでありまして、単なるスローガンではないと、こういう考え方ではないでしょうか。今まさに瑞穂市民の有権者は、市長がどんな手法でこれら公約を実行されるか非常に感心深く見守っているところであります。選挙公約とはいえ、全てよいことづくめではあろうはずがありません。実施困難なものもあるでしょう。しかし、この民主政治下における公約の重みをかみしめていただきまして、向こう4年間、あるいは8年間になるかも知れませんが、住民の

ために予算化し、着実に実行し、住民との契約行為を果たされていくことを切に願うものであります。

なお、蛇足であります。米国、アメリカの有名な小説家の名せりふに「強くなければ生きていられない、優しくなかったら生きている資格がない」という名言があります。これは端的に皆様御存じのとおり、この東海地区に非常に活躍したユニーホールディンググループが、昨今、いわゆるサークルKも含めまして伊藤忠商事の仲介のもとに統合されたりドン・キホーテへの完全子会社化になったという、その事実は御存じのとおりでございますが、これは、やはりユニーが、いわゆる優しかったけれども強くなかったと、こういう結果を招いたというふうに論評されております。企業経営も行政経営も相通ずるところがありますので、ぜひとも市長には、強い中にあっても優しく、また優しい中にあっても強く、この瑞穂市行政を推進していただきたいと、かように念願するところでありますので、よろしくお願い申し上げます。この項目の質問は終了し、次に移らせていただきたいと思います。

次は、今後の職員の育成方針と職員の再任用制度についてを質問いたします。

特に、中堅幹部職員の育成方針につきまして担当部の御所見を伺いたいと、このように思うところでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 改めて、おはようございます。

それでは、今御質問のありました、広瀬議員の職員の育成方針についての質問にお答えをさせていただきます。

まず、瑞穂市の職員育成の基本となるのは第2次瑞穂市人材育成計画となります。この計画は、瑞穂市の事業戦略である瑞穂市総合計画の目標を達成するための職員の育成を目的としているものであり、本市を取り巻く課題や市民ニーズが多様化する中、日々成長し、さまざまなリスクに弾力的に俊敏に対応しながら積極的に事業を推進していく職員の育成を目指す計画となっております。その中で、例えば幹部職員、部長級においては行政の取り巻く状況をしっかり把握し、重要課題及び困難な課題について明瞭な方針を示し、総括責任者としてしっかり目標を明確化し、課題に対して先見性を持って冷静・迅速な判断を行うということなどが求められております。

また、中堅職員、課長補佐級においては担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、組織の方針に基づいて施策の企画立案及び事務事業の実施の中核を担うことなどが求められているというところでございます。

そうした職員の育成において、幹部職員、あと中堅職員などの職種別で多くの研修を行っておりますが、やはりこの研修だけで人材育成ができるということは非常に言いがたく、経験が伴ってこそ、その職員の血となり肉となるのではないかというふうに考えております。この経

験のないその時々課題、リスクなどに対し、すぐに適切な助言、相談ができる経験豊かな人材が近くにいるという、そういった職場環境も課題解決の重要な要素であり、その課題解決の成功体験こそが人材育成につながっていくと考えております。

現在、当市では、職員一人一人が業務における業務目標を掲げております。その業務達成のため、その過程における課題や問題を解決する手法や相談、助言及び指導していただける人材というものを現在検討しております。そうした方に、その知識、経験を生かして職員の育成に寄与していただき、瑞穂市のさまざまな課題解決に助力していただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 大体のその方針と申しますか、考え方はわかりましたが、例えば我々一般市民も含めまして市の職員を見る目は、ときには厳しく、ときには優しく見詰めるわけですが、特にベテラン職員の役割の中には大変大きな課題がたくさん潜んでいるというふうにと申すところであり申す。例えば定年まであと何年、現役としての仕事もほぼ先が見えてきたし、このまま大過なく過ごせば云々というような、こんな気持ちで日々を送るベテラン職員が、少なからずこの瑞穂市役所の中にもいるのではないのでしょうか。最近では再任用職員がふえてお申すが、これまでとは違い、皆さんも戸惑いを感じている人も職員の中には多いようであり申す。しかし、長年の経験を生かしたベテランならではの価値を發揮すれば、組織に大きく貢献できるはずであり申す。ベテラン職員が生き生きと働くことは、後輩にもよい影響をもたらすし、職場の活性化にもつながるものにと申すところであり申す。

昨今、統一地方選挙も終わり、いよいよまた参議院選が始まるわけですが、今後は人工知能、すなわちAIを初めとする技術革新や、人手不足など取り巻く環境もさらに大きく変わってくるものと確信して申す。この新しい時代に自治体、すなわち市役所は、どう職員を育てていくべきかという非常に重要な時代を迎えているところと申すので、今までの職員教育は、今御答弁にありましたように、決められた研修のみならず、外へ出すとか、あるいはほかの職業を経験させるとかという実践面における教育、これも含めて行政の経営に携わっていただくことが今後の職員の育成につながるものと確信しているところと申すので申す。

また、再任用制度につきましては、民間では定年延長65歳、あるいは場合によっては70になっているところもありますが、公務員はまだまだ60という規定が国や県を含めまして定められてお申すが、今後は2年に1回ぐらいずつ定年延長がなされていくと聞き及んで申す。そういう中にあり申して再任用制度そのものが、条例とか規則とか、いろいろ定められてお申すものを手元に入手して申すが、こういうものもそういうことと絡んで新しく改善して

いくという時代に来ているということを考えていただきまして、この辺につきましても再度御答弁を願えればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今後の再任用制度と定年延長に係る市の対応についてということについて御答弁をさせていただきます。

まず最初に、再任用制度の現状についてお答えをさせていただきます。

国においては、平成25年度に60歳定年退職となる職員から公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴って、60歳で定年退職とした職員について、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続が図られる必要があるとし、この再任用を希望する者については再任用するという方針が出されております。現在、瑞穂市においては常時、勤務職員の再任用職員は瑞穂市職員定数条例の職員数に含まれることや、新規採用職員との兼ね合いなど職員の年齢構想の適正化を図る観点から、定年退職者等の長年培った能力、そのほか在職中の経験を有効に活用することが必要な場合に再任用職員の採用をするということを決めております。任期は1年で更新することも可能とし、なお任期の上限は、年齢65歳に達する日以降における最初の3月31日となっておりますが、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢や人事評価、それから所属長の意見、本人の希望及び意欲、あと健康状態、あと職員定数等を総合的に判断し、市として決定することとなっております。

続いて、国の定年延長ということの御質問に関してですが、一応人事院は、昨年8月に段階的定年延長と給与を60歳より前の約7割とすることを求めた意見書を政府に提出したということで、この国家公務員定年延長案のポイントとしては3つございます。その1つ目が、現在60歳の定年を2021年から3年ごとに1歳ずつ延長し、2033年度に65歳とする方向、これが1点目。2点目が、60歳に達した管理職を降格させる役員定年制を導入するということ。3つ目が、定年延長後の給与は60歳になる前の約7割と設定するということ、この3つの点が意見書として政府に提出されております。

ただ、政府は、この国家公務員の定年延長法案について通常国会へ提出されていない状況がございます。その点を踏まえて、今現在は市の対応を答弁できる状況ではございませんので、その点を御理解していただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございました。

この問題につきましては、今、最後にお答えいただきましたように、国の方針、あるいは内閣を初め国会等々で決められたことに準じて当市の規則とか条例も決めていかなければならな

い諸事情はよくわかりますが、やはり年金とのすき間を埋めるための再任用制度という目的でこの制度ができたといたしましても、現職の皆様がいずれかは再任用制度に突入していくといつか、その制度の恩恵をこうむるわけですが、その辺も含めて、やはり現職にやりがいを持たせるような制度改革を、ぜひひとつ、その節には今から考えながら進めていっていただくことをよろしく願いしておきたいと思います。

時間も大分たってまいりましたので、この辺は市長の答弁は省略させていただきます。

次に、教育委員会のほうにお尋ねいたしますが、既に御存じのとおり、ことしの3月、4月に各新聞紙上では、来年度からの新学習指導要領の実施に伴い、いろいろなものが改善される。その中で一番大きなものが小学校5・6年生で英語が正式教科となる。しかも、それは成績をつける正式教科となりますよと。それから3・4年生は、これも必須となるんですが、英語が必須となるんですね。ただし、3・4年生は成績はつけなくてもいいですよという、そういう新学習指導要領が、いわゆる審議委員会で審議されて、これが要領として各市町の教育委員会にも示されるところでございますし、あるいは示されているかもわかりません。来年度からです。今から準備が必要かと思いますが、市民の皆様から御心配いただいておりますのは、小学校の英語教育は、いわゆる瑞穂市は生津で代表的な英語教育をされておるわけでございますけれども、きのうもある議員の質問にも若干出ましたし、本日、その質問内容が岐阜新聞にも掲載されておりますものの若干重なる部分がありましたが、いわゆるこの辺の正式教科となるための教員の質、あるいは小学校の先生方が本当に英語が教えられるのかという単純な疑問が市民の中には湧いておるようでございますので、その辺を含めまして教育長から市民に安心していただけるような御答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 改めまして、おはようございます。

ただいま広瀬議員から英語教育が必修になるので心配だという御意見で、御質問にお答えしたいと思います。

まずもって新しい学習指導要領は、令和2年4月、来年の4月から完全実施されます。この学習指導要領が示されたのは平成29年3月でございます。これは正式な告示でございます。しかし、その前に中央教育審議会が答申を出したり、文部科学省がどのような流れで今後行っていくかという流れを踏まえると、それ以前から小学校で英語が教科化されるということは明らかでございました。それを我々教育委員会は事前に把握しながら対策を練らなきゃいけないということを考えておりました。具体的には、議員御案内のように、小学校の3・4年生では、これは外国語活動と申します。それから5・6年生では教科英語ということを基本的に学級担任が授業を行うということで、先ほどのような御心配が出たかと思っております。そのとおりでございまして、課題になると予想されたことが、本当に指導者である学級担任が指導ができるかど

うかという点でございました。

そこで、我々は、小学校教師の英語の指導力の向上を目指すことが喫緊の課題であり、さらに、そういった教師へのサポート体制を整えることも私たちは考えなきゃいけないということで、平成29年からそういったことを実施してまいってきたわけでございます。その対策してきた内容について、少し具体的にお話をいたします。

1つ目は教員の研修です。小学校の教員全員を対象にしながら平成29、30と、もう一昨年度から年間各5回の英語の研修を行い、授業の中でどのようにしていくのかということの内容を、いわゆる英語の専門的な知識や技能を持った、そういった授業ができるようにしていくための講座を行いました。いわゆる中学校でいう、教科担任制のような力を小学校の先生方にもつけてもらいたいということでございました。英語の免許を持っている者は限りがございます。ましてや小学校は教科担任制ではございませんので、英語の免許を持っていた人は非常に限られておりますし、そういった方々をどの学校にもというのは非常に困難なことというふうに考えている背景がありました。そのようにして教員の研修を、ことしでもう3年目になります。実施は来年の4月でございますから、告示されてから実施までの3年間のうちに、何らかの形で教員の指導力を上げようということで研修を行ってまいったわけでございます。

2つ目は、A L Tの配置でございます。小学校の教員のサポートをするために、いわゆる外国語指導助手をつけるというものでございます。特に、本年度は派遣会社からのA L Tを入れることによってA L Tの指導力のよさを生かしております。派遣会社のほうではA L Tに対して事前に研修を行っております。新しい学習指導要領に対応した授業に対しても、彼らは知識を持って学校で今授業にも当たっております。また、A L Tのそういった派遣会社から来てもらえるときには勤務時間も長くすることができましたので、放課後の先生方の研修にも活用できるという形で行っております。

3つ目に、英語教育推進教師の配置を行いました。これは、今現在は生津小学校に加配教員として1人入っておりますが、これを全ての小学校へ兼務をかけまして、どの学校の英語の授業についてもサポートできるというような形でございます。生津小学校の英語のよさをほかの学校でも生かせるような体制を整えてきたわけでございます。

さらに、御存じのように電子黒板の導入を進めてまいりました。この中にデジタル教科書を入れることによって、英語の授業をA L Tがいなくても担任の先生が進めるような、そういった活用の方法もできます。現在、小学校高学年の5・6年生で実施しておりますが、デジタル教科書をフルに活用して行っております。ただ、正式には来年度から英語教科として始まりますので、現在使用しておりますソフトは、文部科学省が出しておりますソフトを活用して各学校で授業を行っております。

さらに、昨年度に文部科学省の教科書調査官という方を直接市のほうにお呼びしました。こ



の方は学習指導要領を作成するにかかわった方で、日本の英語教育の中心の方でございます。直接瑞穂市へ来ていただき、瑞穂市の小学校の先生方全員と中学校の英語の先生を含めた研修会も昨年度実施したところでございます。

さらに、今後は、昨日もお話しさせていただいたように、小学校の1・2年生から英語ができるような環境を整えたり、あるいは中学校の1・2・3年生全員が、いわゆる簡易な検定であるIBA検定を受けて自分自身の英語力を把握すると。その上で、きのうも市長さんから答弁がありましたが、英語検定を正式に受けるというようなお子さんに対して何らかの補助ができないかというようなことを御助言いただいております。

さらに、イングリッシュサロン等を通して保育園から中3までのトータルした中での英語教育を進めていきたいと。ですので、英語教育が入ることによって不安ということ、逆に私たちは好機と捉えて、このまちの子供たちが英語に強くなれるような、そういった教育を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

さまざまな手法で先生方に研修を行っていただいていると、だから大丈夫だよというような答弁でございました。しかしながら、先生にもピンからキリがありまして、ちょっと声をからしておりまして申しわけございませんが、研修だけでそれが整うかどうかという不安が一抹のやはり部分でございまして、教員資格は小学校の先生方は、あるいは中学校も含めて英語が必須になっていないというふうに私は感じております。したがって、小学校の先生方も英語を必須としない教員免許で授業を行っていただいているわけですが、それをいわゆる研修でカバーして、本当に学生の要望、あるいは父兄の要望、そこにはちょっと段差があると思いますけれども、そういうことに本当に応えられるか。先生の資質とか、そういうものにも大変差があると思いますので、その辺も含めまして、今後、このいわゆるグローバル社会に泳ぎ出ていく若い学生、昨日も幼稚園から、あるいは瑞穂市は全部の小学校で英語教育をやっていきますよという答弁がありましたので大変頼もしいわけですが、そこにやはり結果として格差が生まれてしまう部分をどのようにまた埋め合わせていくかという部分も一つの課題ではないかなと思います。この辺を含めまして、最後1分ではございますが、市長から何かありましたら一言。

ないですか。

それじゃあ、この辺は専門家の教育長からもう一回、短くお答えいただけたらと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 小学校に限定してお話しさせていただきますと、小学校教員は各教科

の専門性を持っているわけではございません。ですから、そのあたりについても日ごろから研修を行っております。研修だけで大丈夫かという点については、おっしゃるとおりのところもございます。ですので日々の研さんをやっぱり積む必要があるということを考えております。我々は、学校の要望に応じた研修を提供したり、あるいは電子黒板であるとかALTであるとか、そういったものをサポートできる体制を整えていくことで何らかの形で乗り越えていきたいということを思っております。瑞穂の子供たちのために精いっぱい私たちも頑張っていきたい所存でございますので、よろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

それでは、これもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、12番の広瀬武雄君の質問は終わりました。

続きまして、6番の小川理君の発言を許します。

小川君。

○6番（小川 理君） 改めて、おはようございます。

議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

通告いたしました質問事項は4つでございます。市長の所見について、子供支援について、公共交通について、国民健康保険について、以上でございますが、以下、質問席にて質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の質問事項でございますが、市長の所見についてお尋ねをします。

地方自治法の第1条は、地方公共団体は住民の福祉の向上を図ることが基本であると、こう述べておりますが、この点での市長の所信を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 小川議員の住民福祉の向上ということで、先ほどおっしゃられましたが、住民福祉の向上を図ることが基本的に地方公共団体の役割であるということを書いてあります。また第2条には、その住民福祉の増進を努めるに当たり、最小限の経費で最大の効果を上げなければならないとも書いてあります。今御質問の中のこの福祉というのは、大きな意味での福祉になると思います。

先月8日に、この総合センターの北の駐車場で開催されました福祉フェスティバルで御挨拶したときに、この福祉という意味は、どんな意味とかどんなイメージでしょうかというようなお話を少しさせていただきました。私は、この福祉というのは幸せという意味とか豊かであるというような意味だと考えています。私の政策である健幸都市の「コウ」も「幸せ」という字を用いております。「健幸都市みずほ」にもつながるといふふうに考えています。ただし、そ

れには人それぞれ幸福、幸せを感じるには、それぞれの方の価値観によるところが大きく左右すると思います。わかりやすく福祉は幸せ、豊かさというのをもっとわかりやすく説明をさせていただきますと、私は、瑞穂市がよくなったねと市民の皆さんから声が上がることが、この福祉の意味であると、住民福祉の向上ということを考えておりますので、よろしく願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 2つ目の質問事項の子供の支援についてお尋ねをします。

県は、県内で暮らす子供の貧困率と生活環境、学習環境の状況を初めて調査し、結果を公表しております。それによりますと、岐阜県内の子供の貧困率は7.2%、貧困ラインは可処分所得で122万円となっております。県内の子供の貧困率は7.2%という状況の中で、瑞穂市の就学援助率は3%にも届いておりません。この状況についてどのようにお考えになられるのか、県の調査結果が示す生活の実態に見合うよう就学援助の対象を広げるべきではないかと思いますが、答弁をお願いしたい。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） ただいまの議員の御質問について答弁させていただきたいと思えます。

御質問の就学援助の対象の拡大については、御質問の中にございました県の調査結果で述べられました状況でございます子供の貧困率、生活環境や学習環境の状況ということをもとに出されていると思います。今のところ直ちにその結果に基づいて就学援助対象となる家庭の状況のことを、変更及び就学援助の対象を広げるというところは今のところ考えていない状況でございます。と申しますのは、この就学援助事業に当たりましては、こういったような条件面のこともございますけれども、これまで教育委員会としましては、各家庭にこの制度があることを周知を図ることが重要だと考えておまして、機会を設けて保護者への周知を図っている状況でございます。小学校の入学前は就学児健診で保護者宛て文書を配付しまして、入学後も中学3年生まで学期の初めには保護者宛てに案内を配付しておるところでございます。

こういった取り組みによりまして、平成28年度当初と比較して今年度当初の認定者は約1.8倍というような状況となっております。

今後も継続してこちらのほうは保護者への周知を図っていく予定でございますので、御理解をお願いいたします。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今答弁は、就学援助の対象を広げるつもりはないという答弁でございます。

したけれども、あえて申し上げておきますけれども、岐阜県の平均の就学援助の受給率は6%台でございますから、その平均の半分以下ということになります。したがって、県下でも最低の状況だということは申し上げておきたいというふうに思います。

県の調査によりますと、子供の自己肯定感、これは親の所得が少ないほど低下をし、また親の所得が少ないほど平日の学習時間は減少すると、こういう結果になっております。これは保護者の所得で子供に影響が出ておるわけでありますから、こうした結果が出た以上、経済的に困難な家庭への就学援助を融通させることは必要だということを申し上げておきたいというふうに思います。

就学援助の世帯収入の認定基準についてお伺いをしたいと思います。

他の市町では生活保護基準の1.5倍にするなどの措置がとられておりますけれども、こうした生活保護基準の1.5倍にする等の検討はなぜできないのか。他の市町では生活保護基準の1.3倍から1.5倍、この認定基準を設けております。世帯の人数が何人なのか、また持ち家なのかアパートなのか、こうした状況において世帯収入の認定基準を明確にしております。ぜひこうした検討を行って就学援助の受給率を引き上げる、私はこれが必要だというふうに思いますが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 先ほどの就学援助の世帯の認定基準の検討ということでございますけれども、いろいろ状況をお聞きはいたしました。その中で、先ほどもちょっと申しましたが、まずはその制度に合う方をしっかり拾っていくということを重点に置いてございますので、今のところそういうところまでは考えておらないということで、御理解をお願いしたいと思います。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 大変残念な答弁でございますが、引き続き議論させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

次に、学校給食費の助成についてお伺いをします。

学校給食法を根拠にして給食費の助成はしないとの答弁がこれまでされてきておりました。しかし、文科省は学校給食法は給食費への助成を禁じるものではないとしております。これまでの教育委員会の答弁は、この文科省の見解と矛盾するのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

瑞穂市としては、現状、学校給食法第11条第2項においてということで、これをもとに、こ

の学校給食法においては、学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするということの規定によりまして保護者に御負担いただいております。この規定とともに、さらに市の瑞穂市給食センター条例同運営規則の中で、給食費に係る負担部分、負担者であるとか料金であるとかについて定めさせていただいております。こういったところから保護者の御負担をいただいておりますというようなことですが、そういった中で、国の学校教育法の規定を根拠として先ほどの就学援助の制度というのがございます。そちらからの助成については規定に基づき実施させていただいておりますので、御質問にあります矛盾には当たらないのではないかなというふうに考えております。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今、全国の地方公共団体ですけれども、学校給食の完全無償、あるいは一部の補助をしている自治体が現在では3割超えるのではないかとされています。また今後、さらにふえていくというふうに思われますが、今、いろいろ学校給食法のことによって答弁されておりますけれども、こういった状況については学校給食法との関係ではどのように考えておられるのか、答弁をしていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 現状ということで、今、その学校給食費の負担ということを出させていただいております。当市としましては現在そういうような、先ほど申しましたような内容で保護者に御負担をいただいておりますけれども、きのうの答弁の中でもございましたが、今後、子育て支援の施策として負担軽減を行っていくということは考えておりますので御理解をお願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ちょっとわかりにくい答弁だったなあというふうに思いますが、改めて私、市長にお伺いをします。

憲法第26条は、全ての国民は等しく教育を受ける権利を有すると述べております。また義務教育は無償とするとなっております。ところが義務教育において無償となっております。教育費の負担は重く、それを軽減する学校給食費の助成について、市はどのような所見をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 小川議員さんの義務教育の無償については、私は授業に対する対価の無償であることが妥当だと考えておりますが、私の今回の政策の中で学校給食費については一部

補助というのを考えております。ですから先ほど教育次長が答弁しておりましたが、多分、今までの答弁とは若干ずれることになると思うので、そのあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。

まず、きのうの杉原議員の御質問にもお答えしましたが、子育て世代の経済的な負担の軽減を一つ考えております。

また、もう一つの理由は、災害が毎年どこかで起きて食材費が上がるというようなことがございます。そのときにも食材が上がっても公費が補助できることによって安定した運営ができるようなことを2つを願って今回の学校給食費の一部補助の創設をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 私、先ほど憲法のことを申し上げましたけど、義務教育費の完全無償化が憲法の目指す姿だというふうに思います。その意味では学校給食費の無償化は本来国が行うべきものだというふうに思いますが、教育費の負担が重い、こういう中で地方公共団体が独自に学校給食費の助成を行うことは大変意義のあることだというふうに思いますので、ぜひこの学校給食費の助成については進めていただきたいというふうに思います。

次に、学童保育についてお伺いをします。

この夏休みでございますが、学童に入れない子供は何人おられるのか、お伺いをします。

また学童の待機児童を早急に解決する必要がございますが、これは市の責任で学童の増設等の早急な対策が必要ではないでしょうか。どのようになっているのか、お伺いをします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） では、学童保育の夏休み期にということで、状況について御報告させていただきますと思います。

ことしの夏季休業中で市の放課後児童クラブ、これを希望している方、児童においては715人という見込みでございます。現在、これで全員が今利用できるというような状況でございます。そのため待機児童は生じておりません。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 次にお伺いします。

学童保育に入れないという状況が続いておりましたけれども、なぜ学童保育に入れないのか。その点では学童指導員の確保が追いつかないということが言われてまいりました。ですから、一体それは何が原因なのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。せっかく資格を取っても賃金などの待遇が悪い、しかも不安定、低賃金の非正規雇用では、将来に希望を持って

働くことができないのではないのでしょうか。こうした施策の貧困さが、その根本的な要因ではないかと思いますが、どのようにお考えなのかをお答えしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 学童の指導員のほうの点について答弁をさせていただきたいと思います。

現在、先ほどの質問とも補足でございますけれども、現状、施設の夏休み期間を設けるということでやらせていただくのと、それから場所と人材ということでやっておりますので、その点、今回人材の確保ができておるといようなことが上げられます。

現在、児童クラブの運営というのは補助職員で対応させていただいております。勤務時間は最長で13時から19時までの6時間ということで、指導員を正規職員として雇用するということにはちょっとなっていない状況です。来年度より補助職員につきましては会計年度任用職員ということで法制度が変わります。その中で、賃金の額や条件面については近隣の市町や保育士との状況を配慮して検討していきたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 次に、学童保育の職員の配置基準の問題でございますが、この配置基準の緩和が進められようとしております。子供の安全、あるいは保育の質が確保されない、これに対する不安の声が広がっておりますが、これについてどのようなお考えをお持ちなのか答弁していただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 議員の御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにおける市の配置基準については、市の条例に基づいて現在配置しております。ことし5月31日に国会で第9次地方分権一括法が成立しまして、この中で児童福祉法の改正が行われ、放課後児童クラブの配置基準につきまして、これは従うべき基準、国の法令に従うべき基準から参酌すべき基準へということで改正されてございます。これが基準緩和ということでございますが、これによりまして法律上は各市町の判断で職員基準の緩和が可能になったというところでございます。しかしながら配置基準の基準が緩和されようと、子供たちが安心して過ごせる生活の場としていくためには、今までどおり市条例による基準である40人当たり2名、1名は県支援員の修了者ということの状況、以上の職員と、さらに、現状もそうですけれども、これに加えてサポートの職員というのを今配置して運営しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今、条例でもって配置基準が定められておりますけど、それを緩和するつもりはないということによろしいですか。

次に、3つ目の質問項目でございますが、公共交通について伺いをします。

まず1つ目ですが、瑞穂市腎友会から、人工透析の治療が可能であるM&Dクリニックの近くにみずほバスのバス停を設けてほしいという要望が繰り返し出されておることは御存じのとおりだと思います。その件について、どのようにこれまで検討されてきたのか、伺いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） おはようございます。

今、小川議員のほうから御質問のありました、腎友会さんからの要望書はどのような検討がされたのかということにお答えさせていただきます。

平成31年1月に腎友会様より、福祉医療助成制度の継続についての要望書をいただいております。その中の項目の1つとしまして、瑞穂市コミュニティバス路線におきまして、人工透析の治療が可能でM&Dクリニック近くにみずほバスの停留所をとの御要望を頂戴しております。昨年4月にみずほバスの路線再編を行う際に、穂積駅へ通勤・通学の利用をできるようにしてほしいなど市民の皆様へのアンケートやパブリックコメントでいただいた御意見等も可能な範囲で再編に反映させていただきました。バス路線も1路線ふやし、4路線といたしました。全ての医療機関や全ての公共施設、全ての商業施設等をカバーすることはやっぱり不可能でございます。その辺はちょっと御理解いただきたいなというふうに思っております。

みずほバスは不特定多数の通勤・通学者をJR穂積駅へ輸送することが第一の目的であります。公共交通機関としてのみ、みずほバスの現在の運行の範疇の中で、高齢者等の交通弱者の方が利用しやすい工夫を考えています。一昨日、鳥居議員さんの答弁にも重なりますけれども、現在7月10日に乗降客数の調査を計画しております。この調査では実際に職員が乗車して調査を行うものでございますが、利用者様のお顔を見させていただいて、少しでも利用しやすいみずほバスとなるように、交通弱者の方の少しでもたくさん乗っていただけるような工夫を考えたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後におきましても多くの方に利用していただけるようなみずほバスの周知を行ってまいりますので、御理解いただきたいと思ひます。以上で答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 答弁をしていただきましたけれども、みずほバスでは全ての医療機関はカバーできないというふうに答弁をされました。私はそういうことをやってほしいと、みずほバスのバス停を全ての医療機関に設けてほしいと、そういう質問ではございません。この要望



書は、人工透析が可能な医療機関というのは市内に2つしかないんですね。ですから全てのところにバス停を設けてくれと、こういうことではないんです。だから、その点をどのように検討されてきたのかということをお尋ねしておるわけですので、ぜひもう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） また後の質問にもちょっと重なるんですけども、私ども企画部で対応しているみずほバスのほうは、やっぱり一般的な公共交通機関というふうになっています。ただ、市として考えますと、やっぱりいろんな施策があるんですね。また後段で答弁させていただきますが、福祉部のほうではタクシー利用助成券とかありますので、そのすみ分けでもって全体的に交通弱者の方の不便を対応していくということでおりますので、みずほバスではなかなか弱いところがありますので、市全体的に考えて対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今の企画部長の答弁でございますが、高齢者タクシー助成制度もあると、これとのすみ分けをしていきたいというふうな答弁だと思います。そうしますと高齢者のタクシー助成制度はこのままでええのかと、この現状でええのかということをお問われるのではないかなというふうに思います。

そこで、高齢者タクシー助成制度についてお伺いをしたいと思います。

今現在、この助成制度の利用者は何人ございましょうか、お伺いしたいと思います。この助成制度は高齢者の外出支援を目的として設けられたものでございます。しかしながら、高齢者のごく一部しか利用ができない、こういう現状ではないでしょうか。その助成要件を緩和して対象者をもっと広げるべきだというふうに考えますが、答弁をしていただきたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） それでは、ただいまの小川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者タクシー助成制度の利用者ということでございますが、この助成の制度は平成29年10月1日から行っております。29年10月から30年9月までの利用者は、申請者数86名に対し、実際の助成の決定者は69名。助成券の発行の枚数でございますが、これは年間当たり24枚というところでございますけれども、1,402枚ございまして、このうちの805枚が実際に使用されております。使用率は57.4%ほどになるかと思ひます。

また、次の平成30年10月1日から現在の令和元年6月17日現在でございますが、申請者数120名に対しまして実際の決定者は110名、発行の枚数は2,356枚ございまして、このうち886

枚が使用されております。これまでは途中でございますのであれでございますが、使用率は37.61%というふうになってございます。これも年間24枚お配りをしております。

今ほど障害者のことがございましたが、基本的には障害者の枚数もタクシー制度は同じでございますが、ただし、人工透析に係る方につきましては年間48枚をお配りしてございます。

なお、申請をいただいても対象外となる場合がございますが、これにつきましての要因は、ほとんどが市県民税の課税世帯であったということによるところでございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今答弁をしていただきましたけど、私お尋ねしました。その助成要件を緩和する、その対象をもっと広げる考えはございませんかというお尋ねでしたが、お答えしていただいているんですけれども。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 失礼いたしました。

御指摘の利用基準の緩和につきましてですが、大前提といたしまして、私ども瑞穂市においては高齢者の人口が、今後またまた増加するということが予想されております。したがって、どういったどの基準を緩和していくかということにもよりますけれども、また助成制度の利用基準を緩和することによります財政への負担等々も考えていかねばならぬところでございます。

反面、議員が御指摘にございました交通支援により外出を促進するということについては、高齢者の社会参加を通じた、そういう外出の意欲を促すことにもなりますし、昨日のお話にもありました、例えばひきこもりの方の防止であるとか介護予防、ひいては地域づくりにもつながる重要な課題であるというふうに考えております。したがって、今後はどういった利用基準を緩和するのか、そういった場合場合にあっては今年度から策定をいたします高齢者の生き生きプラン、老人福祉計画でございますが、これの進捗、あるいは策定の委員会に諮りまして、御意見も伺いながら判断をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ぜひ検討は進めてほしいというふうに思いますけれども、1つだけ紹介をしますと、本巣市はことしから要件を緩和しております。本巣ではタクシー代を月2回、1回700円を助成していますが、これまでは運転免許を持たない75歳以上の高齢者の世帯のうち運転免許を持つ人がいれば対象外だったんですね。これを、この4月から、運転免許を持つ人が75歳以下ならば、その世帯を日中独居、昼中1人でお住まいだというふうにみなすことで助

成対象を緩和すると、こういうことがされております。これも工夫の一つだと思うんですけども、ぜひこういった他の市町の状況も検討していただいて、その助成要件を私は再検討していただいて検討すべきことだということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、市長にお伺いをしたいというふうに思います。

毎日のように高齢者の車の運転による事故が報道されております。運転免許を返上しても、買い物や医療機関への通院、または公共施設などの外出ができると、こういう公共交通の構築は瑞穂市でも喫緊の課題ではないかというふうに思います。他の市町では、こうした目的を持って既にデマンド交通が導入されておりますが、市長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） デマンド交通の導入につきましては、メリット・デメリットの両面を把握しまして当市の状況に即して導入するのかどうか検討する必要があると考えています。いろんな他市のデマンド交通を調べておりますけれども、なかなかうまくいっていないところが多いと感じております。ただ、そのデマンド交通も、ある種一つの高齢者等の交通弱者の方々の交通手段を補完するものであるとは認識しておりますので、当市においては今のところは高齢者タクシー利用助成制度が一番ニーズにかなっているのかなというふうに思っております。その中でも、まだ割と健康状態がお元気な方ならば、どちらかという私どもは、先日もお話ししましたように、みずほバスを使いやすく説明していきたいというふうに思っておりますので、みずほバスのほうも利用する方をどんどんふやしていきたいと思っております。なかなかおっくうで乗れないとか、どうやって乗ったらいいのかなというのをわからない方が見えます。なかなか私ども行政側のほうは周知というのが下手なところが多くございます。その点で、少しでも利用を促進できるような形に持っていければいいなと思っております。ちょっとなかなかそういうことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今、議員の御指摘のありましたデマンド交通というところでございますが、デマンド交通につきましては、そういった手引が国交省から出ておりまして、例えば予約があったときの運行する方式、あるいは運行形式、あるいは運行のダイヤ、発着地の自由度の組み合わせ等々によりまして多様な運行形態が存在するというふうにされております。今ほどお話のありましたように、県内でも他市町でいろいろ取り入れられているところでございます。昨日もお話をさせていただきましたが、去る6月21日には骨太の方針の中で、政府の成長戦略2019においてデマンド交通のいろいろな導入の方法ということが示されております。当市におきましても先ほどお話をさせていただきましたように、条件の緩和等々の検討をしていきながら、今ほど企画部長からのお話のとおり、高齢者タクシーの助成、あるいは障害者の

タクシーの助成というところを基本にして考えていきたいと思っております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 私、市長にお伺いしたいというふうに通告しておりますので、ぜひお願いしたい。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 高齢者の移動手段の御質問ですが、昨日の鳥居議員の御質問でもお答えしております。先ほど来企画部長、健康福祉部長からもお答えをしておりますが、議員もおっしゃられました。今、みずほバスの利用状況をこれから7月10日に一応調査するというので、鳥居議員も昨日おっしゃられました、利用されている方だけではなく利用できない人の意見もというようなことも踏まえて調査をして、この10時から4時までの交通について、高齢者の利用について、タクシーがいいのかデマンドがいいのか、今のみずほバスがいいのかということ再度検討をしていきたいと考えています。

また、昨日も少しお話をしましたが、本当にこの高齢者のタクシー助成事業が今のままの範囲でいいのか、運転免許証を返戻したいが移動手段がないという方にもこのタクシー助成事業を適用しなければならないのか、また先ほどおっしゃられました日中独居についても、そのあたりもしっかり調査して、これから結論、答えを出していきたいと思っておりますのでお願いをいたします。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 私は、高齢者の運転事故が連日のように大きな社会問題になっております。報道されております。ですから私、今大事なことは、これだけ大きな社会問題になっておるわけですから、ぜひ高齢者の皆さんの声を聞いていただきたい。私もそういう声を本当にお聞きします。運転免許を返上するときにはどういう思いで返上されるのか。私、みずほバスに乗った人の声を聞くことも大事だけれども、運転免許を返上したくても返上できない、あるいは、もうあんたあかんよと言われて返上した人、その人がどんな思いでおられるのか、私はそういう声にしっかり耳を傾けてもらうことが必要だというふうに思います。ぜひ私は、新しく市長になられたわけですので、そういった点で市長にお願いしたいと思っておりますけれども、市民の皆さんの声を、ぜひ耳を傾けていただきたいと思っております。その点では高齢者の皆さんがどのような手段で外出をされておられるのか、またどの程度困っておられるのか、アンケート調査も私は必要になってくると思うんですね。この点で、もし市の考えといたしますか、市長の見解、所信がございましたら、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 先ほどの御答弁と重なりますが、今のこの10時から4時までぐらいの間の高齢者の方の移動手段、高齢者の方々の御意見を聞きながら進めてまいりますので、またよろしくお願いを申し上げます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問事項でございますが、国民健康保険についてお伺いをします。

国民健康保険税は、昨年度に続いて資産がない世帯では増税になっているのではないのでしょうか。その現状がどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

国保税の税率の改正につきまして、本年度の税率で試算をしております。資産割のかからない世帯で、2つのケースで試算しております。

まず1つ目ですが、70歳の夫婦2人家族で所得が100万円の場合では年額300円の増、それから所得が200万円になりますと、年額で3,000円の増となっております。

2つ目のケースで、夫婦と子供2人の4人家族の場合では、所得が100万円のときには年額で1,200円の増、所得が200万円になりますと4,600円の増、このような試算となっております。

国保税の課税方式のうち資産割をなくすことは全国的な流れであります。県内におきましても資産割を残している市町村は少なくなってきています。資産割をなくすためには、その減収分を所得割で補わざるを得ないところがありますが、瑞穂市では、その影響をできるだけ少なくするよう基金を活用しているところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 次にお伺ひしたいと思います。

下呂市では均等割の軽減化がされているとお聞きしましたけれども、どのようなものか、お聞きをします。

この均等割でございますが、瑞穂市では1人2万7,000円でございます。子供が1人生まれますと本来ならお祝い金を出してもおかしくはないと思いますけれども、ところが逆に、子供が1人生まれたら1人当たり2万7,000円の税金をいただきますよ、こういう話ですので、これは子供世帯の支援に逆行するというふうに思います。その点で、均等割を軽減する考えはないのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 下呂市におきます均等割の軽減は、18歳未満の子が3人以上いる世帯の第3子以降の子に係る均等割を全額免除するものであります。子育て支援の施策としまして平成29年度から行われているものとお聞きしております。低所得世帯に対します国民健康保険税の減額は、世帯の負担能力に応じて均等割・平等割が一定割合軽減されています。この減額に伴う保険税の減収分につきましては、保険基盤安定制度で公費で補填されております。しかし、下呂市のような独自の均等割の免除は財源補填がないものと思われまふ。一般会計からの繰り出しは法定外となりますので、国が勧めています法定外繰り出しの削減に逆行することになります。国民健康保険基金も使途が決まっておりますので、子供世帯に対する均等割の軽減は、現在のところ困難であるというふうに考えています。

なお、平成30年7月27日、全国知事会の平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望におきまして、子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入を求めております。市としましては、均等割の軽減が国の施策として実施されることを望むところであります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 現在、瑞穂市では均等割の軽減を考えていないという答弁でございましたが、そこでお尋ねしたいというふうに思います。

国民健康保険税に加入している子供ですけれども、例えば第3子以降の子供は何人いますか。私は、お尋ねしたいのは、財政どうのこうのと言われますけれども、全部をそれで均等割で軽減してくれと、こういう話ではございません。この中で、可能な中であつたとしても、こうした均等割の軽減をしていくことは大事なことはないかなというふうに思っております。先ほど申し上げましたけれども、子供が1人生まれたら、今、本当に少子・高齢化の中で、おめでとうと、よう産んでくれたなど、本当にお祝い金を出してもいいぐらいだと私は思うんですね。けれども実際はどうなんですか。赤ん坊が1人生まれたら税金をいただきますよというのが今のやり方なんですよ。私はそれでええのかというふうに思うんです。ですから財源があるというふうなことを言われましたけど、国民健康保険の基金を活用すれば可能な中でできるじゃないですか。答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 第3子の人数につきましては、済みません、ちょっと今手元に資料がございませんので、お答えできかねますのでよろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 私は、決して大勢の子供ではないというふうに思います。ぜひ検討していただいて、私は、本当に少子・高齢化の中で子供さんが安心できるように子供世帯の支援に

逆行するようなことは考え直していかないかんといいふうに思いますので、検討していただきたいというふうに思います。

それから次ですけれども、3月議会で私は質問させていただきました。これはどういうことかといいますと、生活保護を受給されている前に国民健康保険税の滞納をされていると、この国民健康保険の滞納については現在生活保護を受けておられる、こういう状況のもとで差し押さえの停止処分をかけるべきではないかということをお尋ねしました。その際に、国にも確認していただきたいということを申し上げましたけれども、この問題についてどのように対応されるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

国税徴収法の規定では、滞納処分の執行をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときには滞納処分の執行を停止することができるかとされています。生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれがある場合を言うかとされています。したがって、生活保護受給前の国保税の滞納がある方であっても生活保護費を受給するようなことになれば滞納処分を停止することになり、そのようなケースに対して差し押さえ等は行っておりません。

なお、先ほどお話のありました3月議会で御質問いただきました催告書につきましては、送付していたという経緯がありますが、現在では送付しないよう改めております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ありがとうございます。

催告書は送られていないと、こういうことです。私も確認しましたが、それ以降来ていないということでしたけれども、ただ一言だけ申し上げておきますと、あれを送った人というのは、本当に市に対する、行政に対する信頼といいますか、本当になくなってしまう。私は、本当にこれは大変なマイナスやなというふうに思います。大体税金を納めるということは、市に対して信頼関係を本当につくっていく中で行政が生活を支援していただける、私の生活を支えていただけると、こういう関係をつくっていくことが、まず何よりも必要だと思いますけれども、ところが、私はあの催告書を見ましたときに、本当にちょっとがっかり。一律にそういった方に送られておりますけれども、これは改められたということですので、それで結構だというふうに思います。

最後にお尋ねしたいというふうに思います。

今の滞納整理にかかわることですけれども、ちょっとこれは別の言葉で言いますと、債権管

理というんですか、そこにかかわる問題です。これは、これまでも私は、滞納整理マニュアルといいますのは早急にきちんと公表すべきではないかと、なぜできんのかということをお尋ねしてまいりました。

改めてお伺いしますが、これは滞納整理マニュアルを公表されるお考えなのか、お尋ねしたいというふうに思います。この件につきましては、年金や給与が振り込まれたその日に差し押さえられて預金が残額ゼロと、こういうケースも生まれております。これはよその話じゃありません。瑞穂市の中で起きてきたことだし、私はこの議会でも質問させていただいたところです。また広島高裁の違憲判決もございます。ですから、これを踏まえたと滞納整理については法令にのっとってやっておりますと、こういう一言で片づけられるものではないということは、私ははっきりしておるというふうに思うんですね。ですから、この滞納整理マニュアルについては情報公開をすれば、公表するのかもしれないのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 瑞穂市徴収マニュアルは、市税等の徴収がどのような手順で行われているかを関係職員に対して教示しているもので、国税徴収法のほか、基本通達など法令に基づき作成されております。法令を逸脱するものではありません。市の運用方針が記載してございますので、その公表は市税等の収納対策の推進に影響を及ぼす場合があるとの判断から公表は差し控えたいと考えています。

滞納処分として行います預金の差し押さえは、催告書等を送付しても何ら反応のない場合や分納の誓約書のとおり納めていただけない場合に実施しています。給与や年金は差し押さえ禁止相当額を控除した金額を対象としています。差し押さえによって残高がゼロとなってしまうような場合には、処分を保留しまして納税相談をしてもらうよう働きかけております。

広島高裁の関係ですが、児童手当につきましては、児童手当そのものを差し押さえ禁止のものとなっていますので児童手当そのものを差し押さえることはありませんが、滞納者の同意があった場合には、児童手当を含んだ預金の一部を差し押さえることは過去にあったかというふうには承知しております。

納期内に納税している大多数の納税者との公平性を保つためにも、また滞納者に延滞金というさらなる負担をかけないためにも、できる限り短期間で自主納付により完納させるよう努めることが大切と考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今答弁をさせていただいた中で、お尋ねをちょっと2つほどしていきたいと思しますのでよろしく申し上げます。

今、預金残高がゼロになるような場合には停止を行うということでしたけど、私、そもそも



預金残高ゼロになるようなことをやっちゃいかん、このことを申し上げたいと思います。それで、広島高裁の場合もそうですけれども、あれは児童手当の問題だけではないんですね。例えば給料が預金に振り込まれていたとしますと、これは預金に振り込まれても、給与や年金の性格は変わらない、変わらないんだという判決になっておるわけですね。ですから、それを踏まえたと、そういうことはやっちゃいかん。ちょっと厳しい言い方になりますけど、それは、その人が生きていく権利を奪うものだと、生存権を侵害する、こういうものだと思いますので、ちょっと今の答弁はもう一度していただいけませんか。そんなことは私はあつてはあかんと思いますが。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 預金債権等の差し押さえでは、法律上の話ですが、預金とか売掛金、生保の解約払戻金、こういったところは差し押さえ禁止相当額がないというふうに規定されていると思います。給与や年金等は差し押さえ禁止相当額がございますので、そういったものを控除した金額を対象としています。

いずれにしても先ほども申しましたように、残高がゼロになるような場合は一旦保留をしまして納税相談等を受けてもらうよう働きかけるようにしておりますので、よろしくお願いします。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 預金に振り込まれたら、給与や年金はまた違うんやと、資産になりますと、こういう話では私はないと思います。それはぜひ改めていただきたいなど。これはなぜなら、その人が生きていくことができなくなって、例えば私でもそうですけれども、通帳をおろしにいったら残金がゼロになってしまったら、どうやって生活できるの。そんなことをやっていいですかね。私は、そういうことをやったらあかんということを、これはちょっと厳しいですけれども申し上げておきたいというふうに思います。

申し出を受けたら、相談に来てくれたら、そういうことをやりますよと言うのは、それは違うというふうに思いますね。まずそういうことをやってはならん。もっと市がやるべきことは、滞納されている方の生活の支援、なぜ滞納されているのか、そこにはいろんな原因があるというふうに思いますけれども、生活が困難になっている状況を見て、そして生活を市が応援して支援していく。それで健全な納税者を育てていくということが仕事なんです。その人の生きていく権利を奪うことが市の仕事ではないということは申し上げておきたいというふうに思います。

それと、もう一つ気になることを申し上げておきたいというふうに思いますけれども、なぜ滞納整理マニュアルが公表できないのかという問題なんです。これを公表すると何か不都

合なことがあるんですか。何かそういうことがあるということはおっしゃいましたけど、ちょっと答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 過去に何回もこういった質問やら要望をいただいておりますが、その都度お断りといいますか、公表すべきではないというふうでお答えをしております。今回もそのようにお願いしたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 明確な理由が述べられていただいているんですね、残念ながら。それは行政にとって不都合やということだと思えます。結局詰まるところ。でも、それは違うんだと私は思います。行政にとって不便なことやなくて、市民の皆さんの暮らしを守っていく上でどうすべきかと。それは市の仕事なんですよ。何か自分の都合で、少しでも債権の取り立てをやって回収をふやしたい、収納率を上げたいと。これは市の本来やるべき仕事ではないと思います。そうではなくて、もちろん収納率を上げることは大事ですけども、市民の皆さんの暮らし、ここを支えていく、応援していくと、私はそういう立場に立ったら、この滞納整理マニュアルというのは公表されてしかるべきやなというふうに思います。これがなければ市民の皆さんの信頼は勝ち取れないし、また言い方を変えますと、公正な税制というのは行えないではないでしょうか。私は、改めてこれは公開しないということですので、引き続き議論をさせていただいて、公開するように求めていきたいというふうに思います。

他の市町ではやっているところはあるんですね、御存じですかね。それは全部やっていないわけではないんです。そういうところもあるわけですので、一遍というか一度、検討もしていただいて、そこは再考していただきたいと思いますが、ちょっと時間の関係がありますので答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 私の記憶では、可児市のほうがたしか公表しておったのかなというふうに思いますが、多分それは徴収マニュアルではなく債権管理マニュアルではなかったかなというふうに記憶しております。

それからもう一点、先ほどのお話で徴収率のお話が少し出ましたが、私としましては、徴収率が上がるということは滞納整理マニュアルがあるからではなく、各職員のやる気といいますか、そういった意識の問題が大きく占めておまして、滞納整理マニュアルがあるから徴収率が上がるというものではないというふうに理解しておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 時間がありませんので最後に申し上げておきたいなというふうに思います。

滞納整理をするといえますか、その際にも一番私は大事にせないかんのは、市民の皆さんがどこで何を困っておられるか、なぜこのように税金を納めるような状況になっているのかということ、市民の皆さんに寄り添っていただいて生活を応援することではないかなというふうに思うんですよね。例えばこんなこともありました。滞納して相談に行きましたら、いろいろ生活の実態が聞かれたわけですがけれども、その時点で生活保護を受けられる、こういう状況だったにもかかわらず、窓口ではそのことも一切話が出ておりません。私は、そういうことから言いましても、改めて本当に基本的な姿勢といえますか、市民の皆さんの暮らしを応援すると、こういうことで、ぜひ債権の管理、滞納整理も行っていただきたいということをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6番の小川理君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時21分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

4番 北倉利治君の発言を許します。

北倉君。

○4番（北倉利治君） 議席番号4番、瑞清クラブ、北倉利治です。

ただいま議長に発言のお許しを受けましたので、これより一般質問をさせていただきます。

最初に、今までも何度も質問させていただいております高齢者の健康づくりについて、2つ目は放課後児童クラブについて、この2点を質問させていただきます。

それでは、あとは質問席で行いますのでよろしく願いいたします。

まず最初に、市民部の方にお尋ねをさせていただきます。

私は、先ほども言いましたように、何度も質問させていただきました高齢者の健康づくりに取り組むことに関してであります。認知症予防、介護予防、それによって地域包括ケアシステムにつながるのだと思っております。前回、いろいろな高齢者教室について質問をさせていただき、そのときに成果はどのようなものかということをお聞きしました。そのときにお答えしていただいたのは、参加者の人数はこれだけでしたということが成果として出てまいりました。私もそのときには、ちょっと私と、答えとは違うなと思いました。そのときに私が思ったのは、瑞穂市の高齢者生き生きプランというところにあります基本理念に伴う、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住民同士助け合いができるようというふうに書かれてあります。この理念に少しでもどのように近づいたかというこ

ろが成果だということで、それが本当を言うと聞きたかったことであります。

そこで、お聞きします。

県の新事業で清流の国ぎふデータヘルス推進事業、これに瑞穂市は参加されていますが、この事業内容に関してお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

清流の国ぎふデータヘルス推進事業は、県と市町村が日本老年学的評価研究機構と連携し、各市町村が持っています健診や保健指導のデータ、国保のデータ、介護保険のデータなどを集約・分析しまして、これを見える化、数値化による地域診断を実施しまして、これをもとに各市町村において効果的・効率的な健康づくりの施策を企画、推進していくものです。県内では16市町村が参加しておりまして、岐阜地域では瑞穂市のほか羽島市、各務原市、笠松町が参加をしています。当市は平成30年10月4日にこの協定を締結しまして、国保データベースシステムのデータを研究機構へ提供し、現在、研究機構において現状分析をいただいているところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） 私も、これに関してちょっと勉強しておりましたが、データというのがどうのような数値で出てくるのかなという、実質的には見える化ということで出てくるのだと思っておりますが、私もずうっと前から言っております医療費が削減できるだとか、そういうようなところに進むのかなというところもちょっとお聞きしたいと思うんですけど、ただ30年度の事業でありますので、どこへ進んでいくかというのは、まだはっきりしていないのがちょっとわかりませんが、その辺のところを少しお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 当然、保健事業の関連であるかと思しますので、国民健康保険の関連としましては医療費の削減ということをまず大きな目標としていることはあると思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） その数値が出ることによって、これも出たことによって次の対策云々ということで回っていくと思うんですが、この数値が出たことによってどんな対策になっていくかというのを、本当に申しわけないです、まだ30年代のことなのであれかと思っておりますが、この数値で出た見える化によって、どのような対策をしていかれるかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 今おっしゃったように、どのようなデータが来るかというのがまだ見えてきておりませんのでわかりませんが、その個々に応じた予防対策を考えていくことになるかというふうに思っております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4 番（北倉利治君） 新しい事業ということで、お答えもなかなかですし、私もちょっとまだ勉強不足だと思っておりまして、申しわけないなと思っております。

それでは、福祉部の方にお聞きしたいと思いますが、前回、若井議員さんのほうから健康ポイント事業について御質問をされました。これも県のほうからの事業ということで、県から健康に関する事業だと思っております。同じように、このような高齢者やいろんな方に対しての健康事業に、こういうものに対しての事業とか、それに対する補助金等、そういう事業はどんなものがあるか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの北倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

データヘルス事業につきまして私どももいろいろ関連がございまして、健康のいろんなさまざまな事業に係るところでございまして。

まず健康推進課が所掌します、いわゆる健康増進のための事業ということにつきまして、これは国や県からも補助金をいただいておりますが、市町村が実施する40歳から64歳までの住民を対象といたしまして国・県等々から補助金をいただいております。これにつきましては今年度実施いたします健康増進事業のうちで、例えば肝炎ウイルス検診、あるいは骨粗鬆症の検診、あるいは生活保護の受給者の健診、それからロコモ教室といたしまして関節等々の可動域等々の関係の教室、あるいはウォーキングの教室、それから糖尿病予防の教室、それから禁煙指導、あるいは健康相談、総合的なものも含めまして、そういったものを国や県から補助金をいただくということになっております。本年度の歳入予定につきましては526万円ほどでございまして。

また、がん検診等にも国・県からの補助金をいただいております、これにつきましては150万ほどをいただいております。これは、結果的に市民の方への還元ということになるかというふうに考えております。

また、清流の国の健康ポイント事業でございまして、引き続き今年度も行っておりまして、今申し上げましたとおり、健康関係の事業につきまして該当になってポイントがつくことになっております。これにつきましては各市町村によって、いろいろさまざま対象とする事業が違ってはおりますけれども、この事業については県が行っておるとはいえ、私どもも健康づくりの一層の浸透と発展を図るために始めておりますので、引き続き行っていきたいと考えておりま

す。

また、このほかには地域福祉高齢課が所掌いたします御指摘のありました介護予防等々、認知症予防も含めまして、そういった事業につきまして、直接国や県からいただくというものはございませんが広域連合を通じましていただきますので、広域連合からについては配分金という形で財源をいただいて事業を進めているところでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） 今、いろいろな事業とか補助金の事業、いろいろ聞かせていただきました。ありがとうございます。

市長が福祉部長のころから私も何度も同じような、この高齢者をどれだけ健康にするかによっていろんな状況がよくなっていくということを質問させていただきました。今回、市長が基本理念の「健幸都市みずほ」この中の1番に「健康・安心」というところがありまして、その中の高齢者の健康に対してどのように進めていかれるか、この辺を、ちょっと市長のほうからお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 北倉議員の「健幸都市みずほ」の進め方ということで、高齢者の方の健康づくりという点でございますが、先ほどの市民部長から御説明しました、答弁しました清流の国のデータヘルス事業について少し補足をさせていただきます。

先ほども市民部長からありましたが、県内で16市町村、この岐阜地域では4市町村、羽島、各務原、瑞穂市、笠松ということで、私は、この事業によく瑞穂市が参加したと思っております。この内容につきましては、特定健診の保健のデータや保健指導のデータ、そして医療のデータ、国保の医療のデータ、それから介護の介護保険の認定のデータ、そして、気になるところで生活習慣や社会参加の状況などのデータを、これを各地域ごとで日常生活の単位ということで、小学校単位でこの7月に、その地域の診断書という形で出てきます。この地域の実情を細かく分析をして見える化にするということで、これからの健康づくりの施策の立案とか実施に向けてこのデータが使えるということで、先ほど申したように、この瑞穂市が、このデータヘルス事業の推進事業に参加したということは、意義のあることをやっていたというふうには評価をしているところでございます。

先ほどの北倉議員の御質問の中にもありましたが、私は、高齢者の健康づくりは自治会単位で行っていかねば実は効果がないのではないかと考えています。これから人生100歳時代に向けて健康な高齢者にたくさん活躍をしていただくことが大切であり、その結果が医療費や介護費の削減になるということを考えています。そのために、現在各地域の自治会では高齢者のサロンや体操なども行っているところがありますが、実は、全くやっておられない自治会も

ございます。そんなところをやはり行政が積極的に介入して、その健康体操などを取り入れて、私は高齢者の方には、まずは足腰の筋力をつけていただくような、そんな健康づくりを進めていきたいと考えております。

そのためにも今回の清流の国のデータヘルス事業の推進の中の地域の診断書というのを一度7月に出てくるということですので、分析をして、その各自治会単位で、健康体操やサロンも行っていないところにはモデル的でも結構ですので、そういう行政が介入してでもそういう健康づくりを進めていきたいと考えておりますので、御答弁とさせていただきます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） ありがとうございます。本当に地域で高齢者を見守って健康にするというのが、私も一番大事なことだと思っております。

私もいろんなところで高齢者の方とお会いしますと、今は100歳時代ですよと、100歳まで生きないかんですよと言うと、高齢者の方は、私は80でもええわと言われるんやけど、簡単にはそう思うようにはいかないですよと。そのかわり、健康でいて介護をされない体をどれだけ続けるかが大事なんですよということを言って回っています。なかなか高齢者の方は、まだこれからいろいろやらなあかんのかというようなことも言われますけど、やっぱり見守られるということをしなくて自分の体で何歳まで生きられるかというのが一番大切なことかと思っております。多くの方が介護予防、認知症予防を掲げられて、今言われたように瑞穂市でもいろんな事業が行われています。

ちょっとこのとき健康ポイントのことで、ちょっと調べたといいますか気になったことがありまして、先ほど小川議員が言われたような本巢市との比較の差をちょっと見てみますと、この前うすずみ温泉へ行きましたら、うすずみ温泉に本巢市の健康ポイント事業というのがありました。これには、本巢市だけの特典、うすずみ温泉の入浴券やらゆ〜みんぐ回数券、もとまる商品券、こういう本巢市だけの事業がありました。ホームページをあとごらんくださいということでホームページを見まして、大変きめ細かな説明がありまして、続いて瑞穂市のホームページを開いて健康ポイントを見ましたが、これは県から出たポイントとほとんど同じ資料でした。これを比較するのは本当はよくないかと思えますけど、この時点で瑞穂市の事業が非常におくれているんじゃないかなというのを痛切に思いました。ただ、福祉部だけではこれはやれないということでありますし、幾ら立派な部長さんが見えて頑張っても、この事業というのは2年や3年ではできない部分でありますので、今後、それをまとめる市長がいろんなことを考えていただいてやっていただきたい。その辺のところを、もう少しお答えいただけるとありがたいのですが。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 御質問の健康ポイントというのは、私も政策の中に健幸ポイントというのは、健幸の「コウ」は「幸せ」という字を用いた、そんなことを考えておりましたが、それに先駆けて県のほうがポイント制度を始められたということです。その前には岐阜市のほうでも健康ポイント制度というのがあって、健康づくりをしていく上ではそういうポイントを付与して、皆さんにそういう周知を図っていくということはとても大切なことだというふうに考えています。日本人は、とかくそんなことを言うてはあれですが、ポイントをもらえるというのが何かうれしくて、そういう活動をされる方もお見えになるので、そのあたりについては、もう少し検討して進めてまいるようにしますのでよろしくお願いを申し上げます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4 番（北倉利治君） ありがとうございます。

本当に、この本巣市と比較しちゃったので申しわけないんですが、本巣市はこんなところでポイントももらえますよ、ここでももらえますよというような資料がたくさんありました。悪い言葉で言いますと、瑞穂市のこのポイントは、別に来んでもええよというふうにも見られますので、申しわけない言葉ですけど、そんなようなことを思いますので、何とか本巣市じやなしに皆さんが出られるような形のポイント制度で、いろんな形に周知できることをお願いしたいと思ひまして、これに関しての質問は終わらせていただきます。

それでは次に、教育委員会に、先ほど小川議員さんとまた少しかぶりますが、放課後児童クラブに関しての質問をさせていただきます。

放課後児童クラブというのは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の子供たちに対して、適切な遊び及び生活の場所を提供して健全な育成を図るというような活動であります。今後、働き方改革が進み女性の就職がふえることによって、今後、もっとクラブの人数がふえると思われまふ。現在の瑞穂市の児童クラブの状況を細かく教えていただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） では、北倉利治議員の質問にお答えいたします。

瑞穂市放課後児童クラブの現在の状況についてお答えします。4月1日現在でございますが、市内の放課後児童クラブは小学校区ごとにあり、全部で7カ所、利用者数は509人です。平日利用者について、4年生以上の受け入れが始まった平成27年には311人、当時と比較してみると約1.6倍の増加となっております。就学児童を持つ保護者、母親について見ると就労状況の変化があり、例えばフルタイムで働くことを希望する方がふえており、放課後児童クラブを利用される児童は年々増加しています。そういった傾向から地域でのニーズに対応できるよう、常に次にどうしていくかについて検討していくことが必要だと考えております。以上です。



[ 4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4 番（北倉利治君） 今の状況を聞かせていただきましたし、先ほど小川議員さんの質問のときも待機児童はいないという話をお聞きしましたが、これは夏休みに入りますと完全に多くなると思いますが、夏休みになったときの状況というのはどのようになるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 先ほどの小川議員の御質問にお答えしたところでございますが、ここの夏季休業期間中に市の放課後児童クラブ、学童保育の利用を希望している児童は715人の見込みでございます。全員が利用できることとなりました。そのため待機児童はございません。以上です。

[ 4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4 番（北倉利治君） 待機児童はいないということは大変ありがたいことであります。

私のちょっと調べたところに全国で2万3,500ほどの児童クラブがあります。そのうち行政が行っているのが8,700、民間で運営されているのが1万4,800ということで、かなりの数が民間で行われていると思います。瑞穂市も、これは人口がふえますし、状況によってふえてくると思いますが、一番簡単というかベターというか、そういう民間を活用するというようなことはお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 失礼します。

先ほどの答弁でもお答えしましたが、放課後児童クラブの利用希望者が保護者の就労形態の変化に伴い、年々増加傾向にあります。十分な受け入れをするための実施場所や指導員の確保が今後の課題であると捉えております。

第2期子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料として実施しましたアンケート調査の結果を見ると、民間委託に賛成される保護者が、どちらも含めて64.2%という結果が出ました。理由は、保護者のニーズに対応してくれるというのが最大でございました。また、放課後児童クラブの運営については、県内でも実績のある事業者から民間委託についての問い合わせがあるといったこともあるところでございます。よって、民間委託を含めてモデル的なものも考えつつ検討したいと考えております。以上です。

[ 4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4 番（北倉利治君） 今の調査をお聞きして、もっともだなと思っておるのは、やっぱり公営

でやっているのは見守り隊だと、見ているだけだと。勉強を教えることは、全員に教えるならいいけど、1人になったらだめだから教えない。でも、民間になると費用の面があるかと思いますが、宿題もやってもらえたり、例えばその中にスポーツが入ったり、いろんな趣味のものが入ったり、多種多様なものが、この民間になるとそういうものができるので、子供たちの教育に対しては非常にいいものだということを皆さん知ってみえるので六十何%になったんではないかなと、そう思っております。

瑞穂市も、今この流れに沿っていくと、やっぱり民間になって、子供たちが教育に携わっていける、いろんなことを趣味も持っていける状況になっていけると非常にいいと思っておりますが、この件に関して教育長の意見だけ最後にお聞きしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 放課後児童クラブにつきましては、民間委託もモデル的なものを視野に入れて考えていきたいということを今思っておるわけですが、民間のほうへというところの内容としましては、都市部なんかでは、例えば英語を勉強できる放課後児童クラブとか、スポーツをやることのできる放課後児童クラブというような形でやってみえる民間業者もごございます。そういったものは全て瑞穂市にできるかどうかは別としまして、民間のお力もおかりしながら、やれることはないかということを探索していきたいと思っております。

ただ、子供たちを預けるわけでごございますので、市がいかにそういったところと連携できるかということも含めて考えていかなければならないということも思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） 子供たちのためにということでいろいろ考えていただき、行っていただきたいと思っております。本当に放課後児童クラブって、結局、余った時間と言ったらおかしいですけど、夏休みの長期の時間や何もないときに、どのようなことをやっていくかというのも大切なことだと思っておりますし、授業でないところをいろんなところで勉強していくというのも非常に大切なことだと思っておりますので、子供たちのためにいろんな教育ができるようにしていただきたいと思っております。

短かったんですが、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の北倉利治君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。午後1時30分から再開をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、5点について質問をしたいというふうに思います。

きょうは本当に晴天で暑いくらいで、にもかかわらず、こうしてたくさんの傍聴者に来ていただきました。ありがとうございます。

私の質問は5点でございます。

1点目は、地震等によるブロック塀の撤去・改修費用についてでございます。

これについては、昨年の6月18日、大阪府で震度6弱の揺れを観測した地震で女子児童が亡くなっております。また昭和53年6月、宮城県沖地震で9人、平成7年の阪神・淡路大震災、平成17年の福岡県西方沖地震、平成28年熊本地震でもブロック塀の倒壊による死者が出ております。これらを受け、国土交通省はブロック塀について調査をいたしました。

当市は、この瑞穂市は、平成30年8月20日から8月31日の期間にブロック塀等の安全点検を実施しております。対象として、通学路・歩道・国道・県道沿いにある民間建築物のブロック塀等の塀の高さ2.2メートル以上、石積みの上に直接ブロック積みなど、傾き、ひび割れ等、市職員が判定基準に基づき、目視、メジャー等を用いた簡易計測により点検しております。その結果、不適合・注意喚起物がたくさん出ております。点検対象数としては2,140件、不適合な箇所は96件、注意喚起が995件でございます。

当市は、この調査をただけで、その対策がなっていない、このように思うわけですが、そこで国土交通省は、ブロック塀の耐震診断、除去、改修への補助制度を2019年度から創設し、3分の2を国・県・市が支援しております。県内各地の自治体では、大半の自治体が、国が創設した基金等を利用して改修をしております。けれども、当市は、この平成31年3月議会の当初予算には何も掲載がありません。なぜでしょうか、お答え願います。

以下については質問席から行います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

御紹介がありましたように、昨年の8月に緊急点検を実施した中で、96件の不適合物件がございました。こちらにつきましては、所有者の方に安全確認の啓発をいたしたところでございます。

今年度、この5月に、その96件に対してフォローアップ点検を実施したところ、3件の改善を確認しておるところでございます。県内の助成の状況を見ますと、国の補助を活用して助成している市町が14、単独で助成を行っている市町が17でございます。

なぜ瑞穂市はこの助成を始めなかったかというところがございますが、国のこの実施要項の中を少し説明させていただきますと、瑞穂市地域防災計画に避難経路として位置づけられた道路、それから瑞穂市の耐震改修計画に位置づけられた道路、この道路に面したものについての国の補助を対象とするというような要項があったところがございます、31年度当初予算では計上していないところがございます。

先月18日には、新潟、山形におきまして震度6強の地震があり、それによる死者は確認されていないと聞いておりますけれども、ブロック塀の倒壊等が見受けられたということも承知しておるところでございます。当市におきましても、道路と民有地を区切る役目があるブロック塀が多くあるというところで、一たび大地震が起これば人の命が危険にさらされるという可能性があることは認識しております。

昨日の若園議員の御質問にもありましたように、市長のほうから、まず国の補助を使えないかというところをよく研究し、それでだめであれば、市単独でも助成制度を早急に設けるべきだということ御指示をいただいておりますので、その方向で私どもは事務を進めていきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この件については、昨日同様の質問がございました。

要は、地域防災計画で位置づけた避難路、あるいは通学路沿いにあるブロック塀の改修でございます。改修をしますという話ですが、これは早急に予算を立てて改修するのは当然ではないかと思えます。それは、もともとこの瑞穂市は軟弱地帯でございます。特に牛牧地区を見ますと、例えば牛牧団地がございますけれども、あそこは地盤が低いですから、石積みして、土盛りして、その上にブロックをやると。こういう非常に危険なところですので、そういうところもたくさんございますから、早く補正予算なりを組んで改修していただきたいと、このように思います。

次に、教育委員会にお尋ねします。

以前にも、ゾーン30の話をしていただきました。これについては、穂積小学校周辺について改善をされておりますが、他の学校、あるいはJR穂積駅については一向に進んでおりませんが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ゾーン30につきましては、生活道路が集まった区域で通学路が含まれている場所などに、最高速度、時速30キロの速度規制を基本にした対策をゾーンの入り口とゾーンの中であわせて講ずることによって、歩行者等が安全に通行できるようにするものがございます。

平成23年度より、警察庁が生活道路対策の一環として進めている対策になっております。具体的な対策としましては、まずゾーンの入り口においては、時速30キロメートルの標識や道路標示によって、ゾーンに入る車両に、この先は通常よりも速度を落とす必要がありますよということを認識させるというものです。

また、ゾーンの中におきましては、ハンプと言われる、道路上にぼこんぼこんぼこんとしたかまぼこのようなものを置いたりして段差を設けて、車両が通行する道路幅を物理的または視覚的に狭めたりすること、道路の幅を狭めてゆっくり走れるようにしたりだとか、ハンプというものをつくって速度を落とさせるとかということをやるといことなんですね。そういう高速での運転がしづらい状況をつくって、速度抑制を行うというものです。

議員が言われるように、学校とか、JR穂積駅周辺の対策がどうなっているのかという進捗状況ということでございますけれども、今、瑞穂市内で対策が講じられている場所としましては、JR穂積駅の近い、通り抜けの車両が多いということで、穂積小学校の周辺区域になっています。こちらをいわゆるゾーン30の入り口ということで強く意識させるために、速度規則の標識とか、道路標示の対策ということで、道路の地面、道路面に「30」の文字を入れております。

これですけれども、ほかにはゾーン30指定の区域はありませんけれども、議員の言われるJR穂積駅周辺区域については、一部の道路を除いて、そのほとんどが道路が30キロ規制のところなんですね。ですから、日常生活道路におけるところは基本的に30なんですね。それが守られていないということなので、皆さんが言われるように、ゾーン30を規制したらどうなんや、ゾーン30をとられるんですけれども、もともとが30キロ規制なんですね。ですから、その辺も理解していただきたいなというふうに思っています。住民の方にですね。

ただ、駅前だとか、小学校の方々はすぐ付近に住んでおるので、当然御承知なんですけれども、駅に来る方々というのは、極端なことを言うと、市外からの方も見えるんですよ。ですから、私どもは、北方警察署管内の本巢市とか、北方町とか、それと担当者会等がありますので、そちらのほうにも、駅周辺で大変時速が速く走っているよという方、困るよということも話をさせていただいて、対策をしていきたいと思っています。

当然、北方警察署の協議もしながら進めていくことが大切なので、よっぽどひどいということになりますと、先日の今木議員の質問にも答弁させていただきましたが、まずはできるところからということで、北方警察署に速度規制の取り締まりというのもやっていただいて、やっぱり見える形で進めていくということが大事ななというふうに思っておりますので、進捗状況としてはこういう点でございますので、御理解願いたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ゾーン30については、以前にお話をしておるものですから、その前段の言葉は、企画部長、要りませんよ。やるかやらないか、進捗を聞いておるだけです、そういうことをよろしくお願ひしたいと思ひます。以下の質問についても同じように、執行部にはよろしくお願ひします。核心だけでよろしいです。

次に、「健幸都市みずほ」についてでございます。

これについては、ほとんどの議員がいろんな政策について市長に質問をしているわけでございますので、特に二、三、市長が重点に置いておるもの、そしてそういった公約がたくさんございます。これはマニフェストになるわけですが、そういったことについての進捗管理もぜひ必要だと思ひますね。やはりこういった項目は、いつごろまでにできますよ、今準備していますよと、こういった報告も議会の中でしていただくといひかなあというふうには思ひますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

私の政策である「健幸都市みずほ」は、3つの政策の柱で立っています。

市民の皆さん、お子さんからお年寄りまで全ての市民の皆さんが元気が出る政策、そしてやる気が出る政策、3つ目にやる気・元気のもとには、安心できる政策の3つで、そして7つの政策の柱でカテゴリー別に分けてあります。

これらの政策について、今の御質問は進捗管理をというようなことですが、今回この議会が終わりましたら、もう一度各部とこのそれぞれの政策について打ち合わせをして、それから企画部のほうでまとめて、また議会のあるごとになると思ひますが、報告をさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ぜひともそのようにやっていただくといひかなあと思ひます。

やはり37年間の行政経験と実績、これを生かした瑞穂市の課題の解決をするためには、やはり管理が必要ではないかと、このように思ひます。

続きまして、これはもっと規模が大きくなるわけですが、自治体の市長有志が発起人となり、2018年8月現在、全国では95自治体が日本健幸都市連合に参加しております。これは、人口減少・超高齢化社会のまちづくり、また住民主体の観点に立った総合的な政策実現など、思いを同じくする自治体、関係機関が集い、学識経験者の協力をいただき、連帯・協力し、お互いに切磋琢磨しながら健幸都市のまちの実現に向けての連合でございます。

この6月に新市長になられたばかりで、いろんな政策等がございますけれども、今後そういった団体に加盟する意思というものはあるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） それでは、松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず結論から申し上げますと、当市の判断といたしまして、この団体の趣旨、今御説明のありました趣旨に鑑みまして、参加することにつきまして考えていきたいと存じます。

今お話のありました団体につきましては、日本健幸都市連合、「コウ」の字は「幸せ」でございますが、のことです。これは、平成29年2月に発足したもので、今お話のありましたとおり、コミュニティー活動、まちづくり等々について住民主体の観点に立って取り組むといった有志の首長さんの集まりでございます。

ちなみに、似て非なる団体でございますが、健康都市連合という団体もございまして、こちらの「コウ」の字は「康」でございます。これにつきましては、WHO（世界保健機関）の西太平洋地域事務局の所管になる団体ございまして、これの日本支部ということになっておりまして、これとは違うところというところでございます。

それから、少し前段のところの日本健幸都市連合への加盟でございますが、現在のところ、岐阜県内におかれましては、岐阜市と大垣市さんが加盟をしてみえるところでございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この団体に参加している県内の自治体は、岐阜市と大垣市でございます。ちょっと聞き忘れましたんですが、この3月ごろに入るといいますか、ではないんですよね。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） この団体の発足につきましては、平成29年2月の発足でございますが、私どもの参加の月がいつごろかというのは、まだしっかりとはおしておりませんが、事務局等々と相談いたしまして、考えていきたいというふうに考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、やはり全国の首長さんが、各自治体でいろいろな思いがあるわけですね、課題が。それを一堂に会して、切磋琢磨して話をしながら、あるいは学識経験者を入れてやるのが非常に大事だと思いますので、今すぐということは無理かと思いますが、前進といいますか、前向きに取り組んでいただきたいと、このように思います。

もう一点でございますけれども、私たちのこの瑞穂市、平成22年11月30日に非核平和都市宣言をしております。それで、私はこの「健幸都市みずほ」というまちの宣言、これも必要ではないかなあとございますけれども、今のところどのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 先ほど、日本健幸都市連合については健康福祉部長のほうから答弁をさせていただきましたが、現在岐阜市も大垣市も加盟をしております。実は、瑞穂市も加盟をして、このような連合の中で職員を派遣して、いろんな先進事例を取得したり、習得したり、他の状況を踏まえて、瑞穂市も健幸都市をつくり上げていきたいと考えています。

御質問の宣言についてということですが、非核平和都市宣言のときも、それに伴う事業、例えばピースメッセンジャーの派遣事業などがあって宣言をしております。そのようなことで、私も自分自身の思いだけではなく、職員、そして市民の皆さんも、この瑞穂市が健幸都市ということで、ふさわしいような事業内容が伴って初めて健幸都市宣言をしていきたいと思っておりますので、まだ時期がかかるというふうに考えております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それでは、3点目の新庁舎建設の進捗状況についてお尋ねをいたします。

これは、先日資料をいただきましたんですが、プロジェクトチームによる新庁舎建設の基本構想が平成31年3月に作成をされております。今後は、建設候補地としてJR穂積駅周辺が一応評価点なんですけど、評価点が最も高く、規模として敷地が1万2,000平米から1万3,000平米の面積が必要となると言われております。

また、財政負担を軽減する事業手法、建設費用を平準化するために基金積み立てを15年間するが、穂積庁舎の老朽化等による市民サービスの低下が著しくあります。したがって、早期に新庁舎を建設する必要がございます。今後の事業化に向けてのスケジュールの短縮、あるいは財源負担を軽減するための事業手法や補助金の活用について、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今の松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、庁舎建設におけるスケジュールの短縮、あと財源の負担ということでございますが、議員さんの御質問の中にもありましたとおり、今現在は、新庁舎建設基本構想の作成が終わり、この新庁舎建設にかかわる市場調査等支援業務委託を発注したところでございます。

この委託業務なんですけど、庁舎建設において、先ほど短縮と財源ということがありましたが、民間活力導入の可能性を調査するという委託事業で、いわゆるサウンディング調査と言われるものですが、その調査のほうを行います。この調査は、一応基本構想の中で、先ほど議員のほうから申されました選定した候補地3カ所において、民間事業者の参入意欲、さらに参入条件、それから民間ノウハウの導入など、さまざまなアイデアや意見を事業者から聞き取りを行い、その聞き取りを行った結果のもと、実現性のある事業手法などがあるのかというのを調査する



委託業務でございます。

こうした事業手法を決定するのは、資金調達、さらには設計、建設、維持管理、施設所有者など、公共で行うのか、あと民間で行うかによって幾つかの方法に分かれていきますが、その中で民間資金を使ったPFI方式の提案がこの委託業務の中であり、その計画に非常に妥当性が出てくるということであれば、そういった民間資金を使った前倒しの建設計画を立てることも可能かと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 基金も6億円あるという話でございますけれども、費用は数十億円かかるということでございます。これが、期間の短縮は述べられておりませんが、当初は15年という話ですが、近隣市町の状況を見ておりますと、そんなに期間も長くかからなくても、早急にやはり老朽化等の庁舎を建てかえているということでございます。

ですから、この瑞穂市もやはり市民ニーズに応えるために、そしてバリアフリーにもなっていない、ひび割れしている、こういう建物でございますから、本当に早く改築といいますか、建築をしてほしいと思いますが、期間の短縮というのは何年か後に決めるのか、まず期間の短縮というのは。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 短縮ということですが、まずその財源のことについてちょっとお話をさせていただきたいんですが、平成29年2月に一応庁舎の将来構想というものをつくっております、その中で、一応総額40億という事業費の中で2億ずつ積み立てをして財源を確保していくと、そういった中で15年間という方針がうたわれております。

その中で、庁舎建設に関しては、2つの条件として、1つがやはりこういった財源の見通しがつくこと、あともう一つが、市民との合意形成ということがあるのでございますが、ただ、当市の場合は、近隣市町とは違いまして合併特例債とか、そういった財源の問題がやはり多くありまして、例えばこの庁舎建設に関しては、単独で庁舎を建設するという補助金は今のところございません。そういった中で考えていかなければならないということで、今回、ことし、こういった民間活力を、ノウハウという市場調査委託をさせていただいて、その中でどれぐらい期間を短くできるかということで調査をさせていただくということで、今ここでどれだけ期間が短くなるかということにはちょっと御答弁できませんので、御理解を願いたいと思います。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 財源が40億円要りますよ、もう一つは、市民との合意形成が必要だと。市民はそんな15年先を見ていないんですよ、困っているんですよ、実際に。使いにくいこの庁舎を。

〔発言する者あり〕

○17番（松野藤四郎君） やじはやめてくださいよ。

そして、民間活力との話でございますけれども、数年前には、本田地区に福祉関係といえますか、そういうものをつくらうということで、PFIという話がありましたけれども、これは消えましたね。今度の調査もこのPFIでできるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、PFIということでございますが、そういったことが可能かどうかということ、今回この委託業務の中で、先ほど申し上げました3候補地で探っていくという調査をさせていただきますので、御理解願いたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いろんな事業手法はあり、それに沿って早く庁舎建設をお願いしたいと思いますし、それには、やはり市民の方がそういったプロジェクトといえますか、そういったところに参加する必要があると思いますね、意見交換する場が必要だと思うんですが、それはいつの段階から参加していただくのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今の議員の市民の参加ということでございますが、現在、この基本構想を終えて、次の段階で基本計画策定に向けて、こういったサウンディング調査を行っている段階ですが、今後のさらに選定地を決めた基本計画策定時には、学識経験者や市民の方を委員とした基本計画策定委員会、これは仮称ではありますが、そういったものを設置したいと考えております。その委員会の中で、庁舎建設における基本計画（案）を策定し、その計画案について、市民より例えばパブリックコメントで意見をいただいて、提出された意見を参考に基本計画の決定をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いろいろ説明をしていただきましたんですが、議員が質問しておるときに、後ろの議員がやじを飛ばすと、こういうことは非常に無礼ではないかというふうに思います。慎んでほしいというふうに思います。

次に、4点目の項目になります。妊産婦・乳児の健診時の支援についてでございます。

市内に住所を有する妊産婦で、平成30年度の母子健康手帳の交付を受けている方は何名なのか、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問の母子健康手帳の発行についてでございますが、平成30年度におきましては552人で行いました。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 母子保健法の第13条は、妊婦が受診することが望ましい健診回数は、妊娠初期から分娩まで14回程度となっております。

そこで、妊婦健康診査受診票を使った健診、出産、産後1カ月健診、また乳児の予防接種受診に対して、交通弱者の話ですが、運転免許証がないとか、車がないとか、近くに助けてもらえる人がいなくて不安であると。また、自分で車を運転するのが心配だと、いろんなことがあるわけですけれども、もしものときの移動手段としてタクシーを利用する場合の利用料金を一部助成できないのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いての御質問でございますが、現在運転免許がない方、あるいは近くに助けてもらえる方がいない方など、妊産婦の方々の御不安についての対応は、母子健康手帳交付時に保健師が面談を行いまして、状況を把握して、その方々のニーズに合った情報を提供しようとしておるところでございます。

今御指摘のありました妊産婦等々へのタクシー料金の助成でございますが、近隣市町の状況を調べますと、例えば岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、本巣市、北方町などでは、助成制度はございません。制度としてあるのは、この辺でいきますと、池田町と神戸町のみというふうに見ております。池田町につきましては、妊婦健診や出産などの際に、タクシー料金の2分の1まで、上限が2,500円、妊産婦については8回までというふうに上限がございます。また、神戸町さんにおかれましては、妊婦健診あるいは緊急時の出産などの際に、1回の乗車につきまして1,500円を上限として、最大20回までの助成制度となっております。

また、もう一つは県の事業でございますが、育児や出産における緊急時のサポート体制の充実、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりというところを進めるために、子育てタクシーの制度を導入しておられます。この制度につきましては、対象者の方はあらかじめ登録して利用するものでありまして、運転手の方も一定の講習を受けた方が担当をされるということでございます。実際に、当市においては助成制度はございませんが、この県の子育てタクシーのほうを紹介させていただいております。

こうしたことを鑑みまして、御指摘のタクシー料金の助成ということについては、すぐに導入するというふうには今のところ回答はできませんが、せっかくの機会をいただきましたので、今後詳しく調べていきたいというふうに考えております。

なお、当市におきましては、今年度の健康推進課のところに、子育て世代包括支援センターという強化したものを立ち上げようとする予定でございます。現在も行っておりますけれども、各種健診あるいは乳児家庭の全戸訪問の事業などを、妊産婦の方々等を支える体制を強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今、近隣市町では、揖斐郡池田町、あるいは神戸町がやっております。この瑞穂市の市内の中に、妊産婦等が受診するお医者さんがいますか、産婦人科。今の岐阜市や大垣市はやっていないと言っていますね、ありますね。遠くまで行かならなそうですよね、非常に不安ですよね。市内にあれば、近くですからコミバスに乗っても行けます。あればね。

そういうことを勘案すると、やはりそういった助成というのは必要ではないかと、このように思うわけですが、どのように思いますか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの件で重ねての御質問でございますが、まず瑞穂市内における産婦人科というところになりますけれども、一応1カ所、この別府のところがございます。また、近くにおいては、北方町との境になりますけれども、そこに2カ所、また北方町にも1カ所ございます。

そうしたことも鑑みますと、例えば池田町さんにおかれましては、町内に産婦人科のお医者さんがいないというふうに聞いておりますし、神戸町さんについては1カ所あるというふうには聞いておりますが、そういったことを鑑みて答弁をさせていただいたところでございます。

繰り返しになりますけれども、すぐに導入するというような回答は、なかなかお話を本日はできませんけれども、せっかくの機会をいただきましたので、詳しくまた調べていきたいと考えます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 少子・高齢化の時代でございますから、子供さんというのは非常に大切ですね。それを思いますと、やはり我々市民がといたしますか、大人の方が子供に期待するところが大きいと思いますので。

きょうも質問が出ていましたね、高齢者タクシー、75歳以上の市内の方で住民税等を納めて

いない方とか、いろいろ条件はあるんですけども、そういった方にもタクシーのチケットが出ております。重度障害者等についても出ておりますね、24枚540円ということでございます。

また今年度は、31年度は待機児童をタクシーで送りますと、こう言っておるわけですね。36人を360万円の費用を使ってやるんですよね。子供は大事ですよ、小学生といたしますか、待機児童も大事ですので、けれども、やはりこの妊産婦さんで非常に困っている方、そういった方にも心を寄せてやらないかんですよね。福祉、そういう気持ちがないんですよ。

健康福祉部長はいろいろ検討するという話ですけども、市長さん、何かお考えがありましたら、御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 松野議員の妊産婦さんへの支援ということで、タクシー助成事業ということですか。

近隣市町村では、池田と神戸というようなことで、その数に上限が2分の1で2,500円、また1,500円で20回までというようなこと、ちょっとこのあたりの利用状況も踏まえて検討していきたいと思いますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

ただ、瑞穂市には、先ほど健康福祉部長のほうからもありましたが、別府にも産婦人科がございますし、北方町の境にもございますので、そのあたりのところも考えて結論を出しますので、よろしくをお願いを申し上げます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私が、どのぐらい費用がかかるのかなあということで試算をしました。母子健康手帳は552人という話でしたね。5分の1ぐらいの100人ぐらいが、こういったタクシーを利用するのではないかと思います。上限が2,500円で、14回の100人ですので、350万円ですよ。

先ほど申しましたように、穂積と本田の待機の方を西小とか中小へ送るためのタクシーが、36人に対して360万円お金を払いましたと、こう言っておるわけですね、市が無償で。それと比べると非常に安価だと思いますよ。これは前向きに御検討願いたいというふうに思います。

次は、職員等の不祥事再発防止についてお尋ねをいたします。

最近では、前市長を初め、管理職職員等によるセクハラ発言やハラスメント、また不適切な事務手続による不祥事が発生をしました。

そこで、職員がその能力を十分発揮できる良好な勤務環境を確保するために、平成30年10月、ハラスメント防止等に関する要綱が作成されたにもかかわらず、生かされておられません。また、市民が多く利用する各種住民情報の事務処理手続不備により、お客様に大変御迷惑をかけた事例もございます。

そこでお尋ねしますが、懲罰委員会の処分内容から、職員には3カ月無給など大変厳しく、そして管理監督責任者においては軽微な処分内容となっております。これは、委員会構成にも問題があり、職員間においても関心事でございます。どのように考えているのか、御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） ただいまの御質問ですが、お答えできない部分もあると思いますので、人材育成の観点からお答えをさせていただきます。

3つの視点の人材育成を考えています。

よくまちづくりは人づくりからと言われます。職員と市民の皆さんとともに進める人材育成をしていかなければなりません。人づくりは、個としての職員としてのスキルを上げる、そして知識の習得や自分の考えで行動できるような政策形成能力と、問題を解決できるような問題解決型の職員を育成していきたい。

2つ目に、瑞穂市の職員の風土を変えていきたい。職員が瑞穂市のまちを愛さずして、まちづくりはできないと考えています。この職員の風土は、多様な人材が活躍することで変化しつつ、社会情勢に多様化するような市民のニーズに効果的に対応できる組織づくりを行っていきます。

また、リスクへの管理としまして、事件や事故や災害、そしてさまざまなリスクに対応できるような内部統制、この仕事は誰がどこで最後に確認をするのかというような点で、そういう内部統制というのもしっかりと進めていかなければなりません。法令遵守や社会規範の遵守、そして道徳的な部分も含めた職員の育成を考えております。

以上で答弁いたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今後の対策といいますか、そこら辺のお話をされておりますけれども、やはりこれらの事件あるいは事例というのは、これは私は一部だというふうに思いますね。職員間におけるいろんなうわさについては、行政は何事もなかったように伏せる傾向がございます。けれども、そういった事件・事例についての情報は市民にすぐ知れ渡りますよね。職員間あるいは庁内でこの話はなかったと、外に漏らさないようにと、こう言われても、人ですから、うっかりお話することもございます。ですから、市民の方はよく御存じでございます。

職員として採用され、定年まで同じ庁舎、瑞穂市職員として勤務すれば、職員間あるいは仕事など、職場内の活性化がおろそかになりがちであるというふうに思います。民間ですと、支店とか工場とかがありますと、3年、5年たちますと転勤等がございます。けれども、市職員については、大半がこの穂積庁舎と巢南庁舎でございます。たまには、もとす連合あるいは県

への派遣がございますけれども、ほとんどの職員はここで勤めます。ですから、職員同士の、あるいは職場、この庁舎全体の活性化、改善が進まないと思います。

ですから、今、市長さんが述べられたように、この風土を改善していこうと思われていると思います。セクハラ、あるいは文章、ハラスメント、こうありますけれども、担当が総務ですので、総務部長、どのようなお考えでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、議員の御質問にありましたとおり、当市で不適切な事務とか、ハラスメントということでいろいろございましたが、当市のほうで、昨年度10月にハラスメント要綱というものをつくっております。これは、要は職員の方が、そういったハラスメントとか、そういった事案があったときに相談できるものとして、こういった要綱を策定しております。

そういった中で、昨年度、勇気を持ってそういった相談をされたという中では、私どもとしては、こういったハラスメント要綱というのが非常に重要なものだということで考えております。今後も、こういった国の動きもありますので、そういったものを踏まえて、そういったハラスメントの要綱とか、職員の勤務環境、良好な職場環境というのを目指すということで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いろんな不祥事が発生し、防止をするために、昨年10月にそういった要綱ができたにもかかわらず、職員のセクハラといいますか、そういう発言が出ていますよね。昨年10月につくって、けれども、その後に出ています。これは、管理監督の執行部の部長あるいは課長さんたちが、その職場において職員にそういった教育をさせていない、徹底されていないと、このように思います。

私は、この役所というのは、なるべくいろんなことを抱え込んで外には出さないと、こういう風土があるから、やはり新しい、変わった視点から人を入れて、そして改革をすると、これが理想だと思うんですね。民間会社ですと、本当に違う人がどーっと来て、会社のいろいろ構造を変えていますね、それで成功していますね。そういったことが必要じゃないかと、このように思います。

今回、執行部からはいろんな考えがあるようでございます。そういった執行部の考えがございますので、そういったことについては同意しながら、この瑞穂市の職員の職場の活性化、いろいろあります。ハラスメントも、セクハラもございますけれども、そういった防止に向けて、瑞穂市の市民の信頼に応えると、これが本筋ではないかと思っております。

以上5点について質問しました。前向きな答弁といいますか、すぐにやりますよという話で

はございませんけれども、新しい市長さんということで、まだ6月でございますから、1年、2年たって方向性が出てきます。そこからこのいろんな政策の進行状況等も発表していただくだろうと思いますし、日本健幸都市連合への参加もされるのではないかと、このように期待をし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番 松野藤四郎君の質問は終わりました。

続きまして、10番の若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋でございます。

ただいまは藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

まずは、傍聴にたくさんの方が議場に足をお運びいただきまして、心より感謝申し上げます。

本日は、国政において参議院議員選挙の公示であります。私ども公明党は、国会議員から地方議員まで強固なネットワークで、小さな声を聞く力を大切にしております。小さな声を聞く力とは、公明党結党以来、徹した現場主義、暮らしの現場に飛び込んで、市民の声の代弁者として行政にそのお声を届けていく姿勢のことです。

今回の私の質問は、大きくは4点。最初に、公共施設の利用について。2番目、防災について。3番目、危険が予測される道路・水路の安全整備について。最後に、「健幸都市みずほ」について、これは市長のおっしゃったことについてお聞きをしてみたいです。

安心・安全で暮らしやすいまちへ。これは目指すベクトルは同じでも、市民サービスの向上を目指す行政と市民目線では、各分野において少なからず思いの違いが生じていることがあると思います。今回は、この4つの項目から、市民の声の代弁者として質問させていただきます。

以下は質問席に移り、質問させていただきます。

最初に、公共施設の利用についてをお聞きいたします。

今回、特に公共施設の利用時間について質問させていただきますが、まず図書館の利用時間。これは、昨年朝日大学の学生さんと意見交換会をした際に、今、市民の声の代弁者ということで、もう少し遅くまで利用できないでしょうかというお声をいただきました。さらには、昨日も読書のまちみずほということで、これも教育長のほうから、児童・生徒さんのことがメインかとは思いますが、これはお子様だけが本を読んでおればよいという問題ではないかなと。立派な図書館が2つございます。その利用時間が、本市は今18時まででございます。その利用時間のことをよく質問されますし、さらには市民センターとか、総合センターのお昼から17時まで、夜は18時からという形で使用が決まっておりますが、これも利用者さんからは、この利用時間帯が使えると非常に使い勝手がいいよねというお声も出ております。

図書館の利用時間の現状と延長のお考えは。さらには総合センター等、夕方の利用時間の改



善についてお考えを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） では、若井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず図書館の関係でございますが、瑞穂市図書館の現状ですが、開館時間は10時から18時までの8時間となっております。これは現状でございます。

開館時間延長については、昨年を引き続き、本年度も夏休み期間中、朝を1時間早めて9時から18時まで開館する予定です。この延長について経緯を御説明いたします。平成29年の夏休み期間に、開館と閉館を1時間ずつ延長し、9時から19時の開館を試験的に実施し、利用者の動向を調査いたしました。その際、館内のカウンター職員の勤務シフトを変更して対応したところですが、その結果、来館者の状況としては、9時開館と同時に、閲覧主体の高齢者の方と学習目的の学生が来館し終日在館している状況で、図書の貸し出しも9時半ごろから利用者がふえました。しかし、18時半ごろにはほぼ貸し出しは終わっている状況でありました。

開館時間を延長する運営に当たっては、勤務時間が異なる職員のシフトがとりにくい、また有給休暇も取得しがたい結果となりました。これは29年9月、文教厚生委員会協議会で報告をさせていただいております。こうした結果を踏まえ、平成30年においては、朝のみ1時間早く開館する形態により9時から18時までとした経緯があります。

今後、開館時間延長を考えるに当たっては、延長するために職員を増員して費用対効果（利用）が得られるか、または、効率のよい運営方法の見直しを含めた検討を他市町の事例も参考にしている必要があると考えております。

もう一点、総合センター、市民センター等、夕方使用できない時間帯の改善についてということでございます。

総合センター、市民センター等の生涯学習施設における利用時間は、夕方使用できない時間帯として、1時間メンテナンスの時間を設けさせていただいております。メンテナンスの時間には、次の時間帯の利用者の方が快適に使用できるよう、利用者の方のお気づきになった点も伺いながら、各部屋について施設利用後の清掃、電気の点検、空調管理（空気の入れかえ）等のほか、備品等の点検、簡易修繕などを行っています。

このように、さまざまなお客様からの御意見を聞き、少しでも対応・改善し、利用者の方にご満足いただける状態を御利用いただきたく、このような時間帯を設けているところでございますので、御理解をお願いいたします。以上とします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 最初にお話ししましたように、行政サービスを向上しなければいけないという行政の側と、使い方というか、利用をもっと使いたいという声があるということを御

理解いただいた上で、今回内容的には同じような質問になるかと思いますが、今、児玉次長のほうからお話がありましたように、職員の云々とかいうことが最優先してくるような話で捉えられてしまうようなことが、市民にとってよいのかということ、ここは本当に今答弁を伺いながら、正直なところ疑問に思ったのが本音でございます。

続きまして、この今議会、「防災読本」の話題がたくさん、きょうたくさん来ていただいていますので、やっぱりこういうものが皆様の御家庭に配付されまして、今回こういうのをつくっていただきました。私は、幾度となくこの一般質問で、ハザードマップに関してはこういう冊子形式のほうが良いのではないかなと、さらには、地図等は校別で表示されたほうが良いのではないかなということを質問させていただきましたが、「防災読本」、本当にこれ今、きょう、きのうも九州のほうで本当に大きな大雨によって水害に遭われておると。このまちは、いつも言いますけれども、水に弱いまちであるということで、やはり一番は、市民の方の自助努力ということをしていただくということが一番大切になってくると思いますので、この読本をしっかり市民の皆さんが自分のものにしていただければというふうに思うわけでございます。

そんな中で、少し防災とは直接関係ないかもしれませんが、この読本を、前総務委員会に所属しておりましたので、でき上がったときにこの御説明をいただきました。このときに、この読本の52ページに応急手当というところがございます。このときもお聞きしたんですけれども、この応急手当ではAEDの使い方が書いてあるわけでございます。AEDというのはどういうものかであったりとか、またAEDは、人が倒れたらということで順番に言うと、119番通報をしていただく、さらにはAEDの手配をしていただくというふうに書いてあるわけでございますけど、これやっぱりあくまでもマニュアルやなというふうに思ったのは、これ市民の方が使おうと思ったら、AEDがどこにあるのかわからなければ、AEDを持ってきてくださいというふうに指示があっても、AEDがどこにあるかわからないような、これ本当に市民目線から考えたら非常にいいものはできたと思うんですけれども、少し残念であったなというふうにお話をさせていただきました。

そこで、それはそういうこととして、このAEDを使う側は、やはり市民の方へというふうに思うわけですが、このAEDも、実は瑞穂市においては、公共の施設にはほとんど設置してあるかというふうに思っております。しかし、これが、この施設が閉まっておった場合はどうなのか。以前もお聞きしましたが、この公明党の岐阜県議会のほうで質問があって、24時間開いておるところはどこかということで、交番というのが非常に24時間対応できるということで、24時間すぐとってこられる場所ということで、岐阜県下の交番にAEDが設置されたというふうに聞いております。

確認をしますけど、このAEDも、やはり室内にあって取り出せないようなことであっては意味がないと思いますけど、屋外等、以前もどなたかが質問されたかもしれませんが、コン

ビニ等をお願いをして、設置をしていただくようなお考えはあるのかないのか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、御質問がありましたAEDについてお答えさせていただきます。

今示していただいた「防災読本」の中に、応急手当に関する情報があるんですけども、議員が御指摘のように、AEDの利用に関する記載というのは書いてあります。議員が言われるような、AEDの設置場所に関する情報までは載っていないというのが現実でございます。

市内のAEDにつきましては、公共施設に設置してあるものに限定して、瑞穂市のホームページにて、この設置一覧が確認できるようにはなっていることはなっています。

主なところを上げますと、市役所、市民センター、巢南公民館、小・中学校、保育所、放課後児童クラブ等に設置しております。「防災読本」の更新時には、その情報も取り込みたいと考えておりますので、今度の更新のときに、公共施設のAEDは施設内に設置してありますということで、ただ、屋外に設置してある公共のAEDというのはなかなかないんですね。

そこで、教育委員会等とも協議しまして、昨年に話をしまして、ことしからですけども、生涯学習課のほうでは、屋外の体育施設使用者に対しまして、鍵とともにAEDをお申し出いただいたら貸し出すということで、施設利用者プラス応援とか、観覧者等の万が一の場合に対応していただけるような形はとっております。

市のホームページから、日本救急医療財団の全国AEDマップというところへ飛ぶようになっています。そこには、市内の中でAEDを持っている事業者さんで、貸せますよというようなところは登録してくれているんですね。ただ、ここからが難しいんですけども、いろいろとあるんですね。会社のために使っているということもありますし、私どもは外には貸し出さないというところもありますし、借りてもらえるのはいいんですけども、ちゃんとそれは借りた人が責任を持ってやってねとか、いろんな情報があるんですね。登録に非常に困難をきわめております。ですから、絶対的に日本救急医療財団の登録する条件に合ったところしか上がっていないというのもあるんですね。ですから、全てのAEDを網羅するマップというのは、まだないという状況でございます。

議員が言われるように、コンビニエンスストアの設置状況については、私どもも把握していることはございません。ですが、ほかの自治体に聞きますと、やっぱりコンビニに置くということになりますと、あの限られた商品陳列の中でエリアをとってやるということは大変難しいということになります。ですから、各やっている自治体は、場所代と、あとAEDも用意してということになるので、かなり自治体のほうの負担が多くなります。その辺もよく考えてやらないと難しいということがございます。

「防災読本」を今後またよく知っていただきたいと思っておりますので、7月には消防団のほうに向けて、8月には自治会のほうに向けての説明会をさせていただいて、また普及活動を

していきたいと思っていますので、御理解願いたいと思います。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 当然AEDというものがどういうものかということがしっかりお互いに認識できれば、本当に一分一秒が大切になってくるということで、これが本当に今企画部長がおっしゃるように、いろいろハードルは高いかと思いますが、これも先ほど冒頭にお話ししました市民の方が自助精神をもっと養っていかれるような状態になったときに、状況は変わっていくというふうに思いますけれども、それをどこが先行していくかといえば、やはり私は行政が先行して取り組んでいってもいいのではないかなというふうに思いがありますので、こういう質問をさせていただきました。

また、実は穂積駅というのは、多分瑞穂市内において一番人が集まる場所ではないかなというふうに、ほかにあればなんですけど、この駅の中では、改札口を渡ったところの正面の壁にAEDが設置されております。しかし、その近辺には、そこにAEDが設置されていますよという表示も何にもないわけなんです。ですから、ここにありますよという表示も大切なんですけど、やはり屋外に限らないんですけれども、このAEDに限らないかもしれませんが、こういったものがここにありますよというような表示も、場所によっては本当に必要ではないかなというふうに思いますけど、この穂積駅に関しての表示がないということに関してはどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） JR穂積駅のAEDにつきましては、改札内に設置されています。御指摘のとおりでございます。AEDは、JR東海さんのほうに確認させていただきました。係員のほうに申し出いただければ使用できるということでしたので、ただ、その状況によって変わると言っていました。その状況というのは、係員さんが来てくれて機械もともにというのではないかもしれません。当然駅の業務がございますので。ですから、貸していただきたいという申し出をしたら、貸しますことは貸しますが、その状況によってまた変わりますという話がありました。

穂積駅の隣接の市の所有地には、駅構内にAEDがあるという設置場所を案内する表示は、御指摘のとおりございません。よって、駅構内の表示につきましてはJR東海さんとも調整になりますけれども、北口及び南口には市役所で管理する市有地という部分がありますので、まずはその部分において表示ができないかということで前向きに考えさせていただきたいと思っております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） あくまでも、やっぱり市民にとって重要な情報を提供するというような意味合いから御理解をいただければというふうに思います。

次の質問に移ります。

先日も、先日というか、本当に西日本での先ほどの大雨のお話をさせていただきましたが、防災に備えるという観点から、本当に水害を想定した場合に、さきの岐阜市での水防演習というのがニュースでやっておりました。その際、地元の中学生在が演習に参加をしておる映像を見させていただきました。

当市も、6月16日曜日であったかと思いますが、牛牧のグラウンドで水防訓練がございましたけど、当市は高校がございませんので、本当に教育長のほうで、学校教育においては熱いことを毎回議場でお話しされますけれども、人を育成するというような意味、また地域でいろいろ中学生等が連携をとる、またこういった災害に対してしっかり知識を養っていく、経験をさせていくというような意味合いで、していただくというような意味合いで、こういった水防訓練なんかに中学生なんかの参加が、岐阜市でやっていたもんですから、そういうような必要性があるかないかのお考えを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 防災について、中学生の水防訓練参加についてお答えをさせていただきます。

今回、水防訓練に限定することなく、防災全般についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まずもって、中学生がそういう訓練に参加することはとても大切だと考えております。なぜなら、議員おっしゃられるとおり、市内には高校がありませんので、中学生の特に3年生の力は偉大だと思っております。

その前に、現在中学校ではどんなことをやっているかということで、防災教育に関するお話をさせていただきます。

2つあります。1つは、今の話題になっているAEDですが、AED講習。これは、使用方法等につきまして、消防署員の方に講師として来ていただいて講習を受けております。どの学校も2年生を中心に、人命救助の考え方を学んだ上でAEDの取り扱いを学んでおりますので、市内の中学生はAEDが使えます。また、教職員も講習がありますので、全員使える状況になっております。

2つ目は、従来「避難訓練」と呼んでいましたが、今は「命を守る訓練」ということでいろんな訓練を行っております。とりわけ東日本大震災以降は、命を守る訓練ということで、どの学校でも今までの避難訓練とは変えて取り組んでいるところです。回数でいきますと、学校によって違いますが、3回から6回、幼稚園では10回やっております。毎月1回のペース

でやります。この中では、自分自身の命を守ることがメインになっておりますが、中学生について考えますと、地域においてボランティア活動にもたくさん参加している中学生でございます。今後は、自治会等が主催するような地域の防災訓練にも参加することは可能だと思います。

ここで事例でございますが、私ごとでなんでございますが、私、自治会長を市内でやっておりましたときに、町内の防災訓練のときに中学生も参加を呼びかけたら、たくさん来ました。中学生だけでテントを張ってみろと言ったら一生懸命やります。中学生だけで、発電機で発電してライトをつけてみよと言ったらやります。中学生にきちっと教えることは大事だなということをおもっております。これは、各自治会でもそういった形でやっていただけるとありがたいと思っております。

また、本年度からコミュニティ・スクールがスタートいたしました。この中で、特に東北震災のときにも、コミュニティ・スクールがうまくいっている学校は避難所の運営も非常にスムーズであったというふうなことを言われております。そういったことも含めて考えますと、コミュニティ・スクールの中で、子供たちに地域の防災訓練というものも地域の課題として提案していただき、その中で中学生や小学生でも参加できることがあるかと思っておりますので、そういった参加できるような案を出していただき、要請いただければ、中学生・小学生も今後は参加できるような状況ができると思っております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、本当に地元の中学生もそうやって参加しておられるということをお聞いて少し安心しましたし、こういう議場というところでやりとりをする中で、こういった内容がまたいろんな形で発信していければ、先回、先々回もコミュニティ・スクールのことで質問させていただきましたけど、やはり教育長が目指される、その地域に対していろんな形で学校に携わっていかれる大人とか、また地域ということに関しては、防災というのはやはり非常に大切なことであるなあというふうに思いますので、当市の中学生も、そういったしっかり関心を持って力をつけていращやるということが、今お聞きできて非常によかったと思います。

これ、6月22日の岐阜新聞で、輪之内中学校の防災士養成講座という記事がございました。今お話があったように、災害時に地域の子供たちが避難・救助・支援活動ができる人材に育成することが目的。避難所の開設には何が必要で、自分の身を守るためにはどうするべきかを学ぶことで、地域で活躍でき、一層の防災意識を高めてもらう。今、教育長のお話があったような内容がここに書いてありますので、全市にいろんな形で広がっていくといいなあというふうに思います。

次の質問に移ります。

これも防災という観点から、平時に聞こえてくる当市の瑞穂市民メールについてお聞きをし

ますが、この質問は、今の災害時に限らずですけれども、よく聞いてみると、本当に防災無線で、市内で行方不明の方のアナウンスというのが一番多いのかなというふうに思うんですけど、よくよく聞いていると、瑞穂市内に住まれておる方で、何歳ぐらいで、こんな格好でというふうにアナウンスが流れるんですけど、これ例えば本当にそういう方を探そうと思ったときに、正直なところ、面積的には小ぢんまりしたまちですけれども、それでもやっぱりどこの小学校区ぐらいの方がぐらいのようなアナウンスがあっても、肝心のときに、瑞穂市内在住と言われても、やっぱり広いもんですから、防災の意識を高める上でも、瑞穂市内のどこどこ小学校区でこういうことがあったぐらいの情報があつたらいいよねという声を実はよく聞きます。

そういった部分で、これは例えば行方不明の方を探していただきたいというアナウンスであれば、実は私、重里に住んでおりますけど、重里、中小学校区というアナウンスと穂積小学校区では、全然正直言ってイメージが違うと思いますけれども、その辺のもう少し詳細な情報がいただけたらいいなというふうに思いますけど、お考えを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 行方不明者の情報につきましては、北方警察署からの放送依頼を受けまして、防災行政無線と市民メールを使って市民の方にお知らせしている現状です。加えて、放送だけではなく、その後、告知内容を市のホームページにも掲載しております。複数のチャンネルで告知したいという思いがあるからです。これによって、多くの情報提供を市民の方へ呼びかけるということで、こういう方が今行方不明ですよということで呼びかけることができるという状態です。

市民の方へお知らせする情報につきましては、行方不明者の個人が特定されないような配慮した内容となっておりますということでございます。こちらも北方警察署からの依頼を受けて話をしておりますので、一方的に私どものほうで原稿をつくっているというわけでもないんですね。両方で考えてということになっております。発見された後の本人様と御家族のその後の生活を守っていったらあげなければならないということがありまして、現状の今の告知内容としては、この状況になっているということでございます。大変命にかかわるというようなことでありますと、緊急にやっぱり救ってあげなきゃいけないので、克明な情報をということもあると思うんですけど、本当にここの辺の情報の開示といいますか、項目というのは難しいところだなあというふうに感じております。

また今後も北方警察署等と協議しながら、また話を詰めていきたいと思っています。今はこのような現状になっているというところで御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 小学校区ぐらいはどうかというふうに思いますけれども、今のお話を聞いていて、また北方署とお話をされる機会がありましたら、瑞穂市内だけでは、非常に関心を持って……、というのは私の個人的な考えかもしれませんが、そういうお声があるということをもまずはお伝えしたいというふうに思います。

この防災無線を聞いておると、やっぱり有事の際に、先ほど何遍も言いますが、自助という観点からすると、しっかり関心を持ってもらう、意識を持ってもらうという意味では、またどこかで行方不明の方がおられるわだけで済んでしまうようなことがないように、また検討していただければというふうに思います。

次は、この防災ということで、実は乳幼児の液体ミルクというのが店頭販売になったということで、新聞の記事によりますと、茨城県水戸市、これも人口的には27万人ぐらいのまちですし、神奈川県厚木市も22万人ぐらいのまちですけども、やはり災害時に備蓄品として1年間ぐらい保存ができるようになったという液体ミルクが販売になったということで、いろんな市町が防災の備蓄という形で捉えております。私ども、本当に若い世代の方が多くおられるまちでございますけれども、ひょっとして災害時に断水等があったときに、授乳をされる赤ちゃんがミルクに困ってしまうかもしれないような状況にあるかと思いますが、そういったことで、この液体ミルクが販売になったことを受けて、防災の備蓄としての考えがあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 防災用の備蓄品としまして、乳児用の粉ミルクの備蓄も現在行っています。粉ミルクですが、3種類の備蓄をしております。9カ月までの新生児用と、9カ月を超えるお子さん用、そしてミルクアレルギーを持ってみえるお子さん用の3種類を備蓄しております。賞味期限である1年半ごとに入れかえながら備蓄を行っている現状です。

乳幼児の液体ミルクの御意見ですが、熊本地震の際に、フィンランドから寄附されたことによって脚光を浴びたものでございます。災害時での避難所では特に貴重である水や燃料を使わないので、開封後すぐに授乳できるということのメリットには、大変私どもも興味・関心を持っておるところでございます。昨年までは、製品の国内基準がなかったため、輸入品しか手に入らなかった状況でした。ことしの3月から国産品の発売が開始されております。現時点では、発売から間もないことから、価格の推移や使い勝手のよいサイズ等の見きわめが必要ですので、備蓄品への採用を見送っております。避難所での授乳の効果は大きいものがありますので、今後の動向に注視していきまして、対応していきたいと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。



○10番（若井千尋君） よろしく検討していただければというふうに思います。

3点目の項目に移りたいと思います。

危険が予測される道路・水路の安全整備について伺います。

この質問は、昨日の若園五朗議員の質問とも重複しますし、この後に若園正博議員も質問されるというふうに思います。多くの方が危惧をされている質問かというふうに思いますが、この近年、昨日も出ました、全国各地で特に通学路における、登校時の時間帯における痛ましい事件・事故が多発をしております。

まずはハードの面で御答弁いただいたかと思いますが、当市の通学路は、この部分では安全であるかどうかの確認をします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 通学路の安全対策につきましては、毎年、瑞穂市通学路安全推進会議、昨年度は9月と、それから2月に行っておりますが、警察機関や国・県・市の道路管理者、道路関係部局、それから交通安全担当部局、教育部局及び各小・中学校が参加して、その中で小・中学校の先生とPTAが通学路を点検した結果、改善が必要と考えられる箇所につきましては、対応策の協議を行い、改善対策を進めておるところでございます。

またこの5月、大津市で起こりました事故を契機に、未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全確保ということで緊急点検、それからそれに対する対策等も国土交通省のほうから指示を受けているところでございますので、これらの対策につきましても、また国へ報告して、それらの対策を緊急的にとるといような方向で今進めておるところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、都市整備部長のお話がありましたけど、6月1日の岐阜新聞で、お隣の岐阜市さんが、防護柵が必要であるところが69カ所あったと。今おっしゃった大津市の事故を受け、通学路を調査したと。多分毎年のように、どこでも調査とかはしておられると思いますけど、それでも、この6月1日の新聞で69カ所あったということの記事も事実かというふうに思います。

ですから、心配をすれば切りがないところばかりと思いますが、通学路に関しては、今お話ありましたように、いろんな小学校を聞いても、毎年のように、やっぱり校区別でより安全性の高い通学路が選定されているというふうには存じ上げています。それでも、冒頭にお話ししましたように、頻繁に起こるこういう事故に関して、やはり行政でできること、まずはハード面でできることは、しっかり確認をしていかなければならないと思いますし、災害ではないですけど、やっぱり想定範囲内であるような状態にしておくことというのは本当に大切であるかと思っています。

お隣の岐阜市さんがというわけではないですけど、今回新たに調査したら69カ所出てきたという記事があって、これは、69カ所が正しいとか、正しくないとかいうレベルの話ではないというふうに思いますけれども、当市もその辺は先ほどの話もありましたけど、教育委員会なり、しっかり横の連携をとっていただきながら、各部署だけの話ではなく、しっかり連携をとっていただいて、より安全に力を注いでいただければというふうに思います。

それと、次は防災には関係ないんですけども、これは本当に当市に限ったことではないと思いますけれども、どうしてもまちの成り行きから、うちも幹線道路が非常に混むとか、幹線道路に出る信号が混むとかいうことで、たまたま私の会社の近く、生津に住んでおられる方からの御意見でしたけれども、どうしても抜け道と言われる、特に朝とかラッシュ時になると、当然ドライバーさんが急いでいるという心理が発生するかと思いますが、その抜け道と思われるようなところの交通量とか、スピードが非常に出て危険ですよ、ややもすると、それが通学路であったりする場合、いろんなニュースなんかを聞いていても、本当に狭い道でもびっくりするようなスピードで、今ドライブレコーダー等で映像がしっかり流れます。

そういった部分で、そこまではないにしろ、通り抜けが可能なような道の、今言った交通量とか、またスピードを抑制するような標識が少ないのではないかなという御意見をいただいていますけれども、当市において、その幹線道路へ抜ける抜け道の安全を確保する意味での、そういう標識についてお考えを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 議員御指摘の道路につきましては、中山道の生津小学校から南東に250メートルほど進んで、北側に元の農協の生津支店があったところ、ここの建物から、交差点から中山道へ外れまして、東へ本巢縦貫道につながる道路ということで認識しております。

この道路につきましては、速度を制限する標識はついていない現状でございます。途中に交差点があるので、その交差点付近では減速して走行されているということは見ております。しかし、住宅街に接する道路でもありますので、実際に通行する車両の速度が高く、危険性が高いとの御指摘でございますので、地元自治会への聞き取り調査なんかも行った上で、速度制限の標識の設置などの速度抑制対策が図れるのかどうか、北方警察署と調整を図っていきたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） やっぱり北方署との連携って本当に大切かなというふうに思いますので、企画部長のほうからよろしくをお願いします。これは、今指摘されたところだけではないかと思いますが、市内全体そういうところがあれば、よく連携をとっていただきたいなというふうに思います。

次に、これも水害等を考えたときに、市長の今回のマニフェストの中にもございます水路の転倒防止柵の設置ということで、リスク回避、家庭、暮らしということで市長のマニフェストにもございますが、非常に危険が予測される水路、当市は本当に幅が広くて深い水路がたくさんある地域であるというふうに思いますし、この相談事も、いろんな地域の方から柵をつけてほしいという質問を受けます。そのたびに、ゼンリン地図で場所を書いて、写真を張って、都市整備部なんかをお願いしに行くんですけども、今回こういったような相談事に対して、市民の人の、先ほど冒頭にお話しした行政の考え方と、それから市民目線で要望される側の方との考え方がちょっとずつずれておるのかというふうに思うのが、やっぱり要望すればすぐにつけていただけるのではないかなと思われるのが市民の方なんでしょうけれども、確認をしたいというふうに思うのは、水路の柵の設置を要望する際に、きのうも都市整備部長からお話があったと思うんですけど、いろいろ危険な箇所をチェックされて検討されておる中で、市民の方が思う手順であるとか、優先順位、さらには今市長のお話にもありました水路転倒防止の柵の設置ということもうたってありますけれども、計画についてお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 転落防止柵の設置要望につきましては、市民の方お一人お一人の御意見、要望を伺ってはなかなかまとまり切らないというところもありまして、基本的には、自治会長さんや区長さんを通じて市へ要望を出していただいております。また、先ほどお話ししましたように、瑞穂市通学路安全推進会議におきましても、そういう危険箇所を上げていただいております。

その設置をする優先順位ということになりますと、瑞穂市の中では、瑞穂市防護柵設置基準をつくっております、その中では、道路と水路の高低差が1.2メートル以上の箇所や、小・中学校の指定通学路を優先的に整備しているというところで御理解いただきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 本当に一番確認したかったのは、地域住民の方が、今おっしゃったように、自治会長さんとか、自治会からの声が出ている、要するに要望が上がっていないケースもあるわけですね。個人の感覚でいろいろお願いをされるといったこと、これも大事かと思えますけれども、やはり今言われたように、全部が全部すぐ対応できることではないというふうに思いつつも、こういったやりとりの中で、市民の方にしてみれば、どういう形で要望していけば、より安全が確保できるのかなという思いで話をされますので、まずはやはり自治会長さんなり、さらには、今おっしゃった特に小学校・中学校の通学路、こういった危険場所を優先にして行っていると。それでも、多分本当にこのまちは、先ほどお話ししました水害のときな

んかも、どこが道で、どこが水路かわからないと。道を歩いているつもりが水路にはまってしまふなんてことがあったら、大きなまたさらに二次災害につながっていくというふうに思いますので、計画を、私もことし産建に入らせていただきましたので、しっかり自分自身も勉強して、市民の方にお答えをしていきたいなというふうに思います。

最後の質問に移ります。

今回、森新市長のもとで、公約が「健幸都市みずほ」ということを言われていますので、たくさんの方が、この健幸という、健幸の「コウ」の字は「幸せ」という文字を使われまして、きのうもきょうも出ておりますし、いろんな角度から、私もそうですけれども、やっぱり福祉の充実しておるまちということをおもってみんながイメージされるのではないかなというところから話を進めていきますけれども、まず冒頭、市長が所信表明の中で、瑞穂市のイメージとして、今議会の所信表明の中で市の花アジサイについての思いを語られました。鮮やかに咲き誇るアジサイで彩られた瑞穂市が楽しみになりますということで話をされたように記憶しておりますが、これも2年前にこの質問をさせていただきましたが、瑞穂市民の歌にもあります。教育長、2年前もやりとりした覚えがありますけれども、本当に市の花がアジサイだと言いながら、本当にこのまち、どこへ行ったらアジサイが見えるのかなというのを2年前にも聞いたんです。それで、その歌、「あじさい映える夢のまち」でしたね。そこを本当に思いながら、2年前にも、ある意味ちょっと次の質問にも重複しますけれども、その当時は、観光資源の一環として植栽を計画しているというような御答弁をいただいた覚えがあります。

観光という話も今回たくさん出ておりますけれども、まずはこの瑞穂市の花アジサイに関してどんなお考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今、若井議員さんより御質問のありました瑞穂市のアジサイというところでございますが、まず瑞穂市の花というのは、アジサイとして平成16年11月3日に制定されております。現在も糸貫川などの河川敷や、私どももちょっと市内を回りますが、各家庭の庭先などにアジサイの花が見られます。ただ、一時期に比べると、やはり少し減少していることも事実であると思っております。

そんな中、市内の中学生が「みずほ未来プロジェクト」事業の中で、平成29年度のことでございますが、テーマとして、市の花アジサイに注目をしていただきまして、瑞穂市を訪れた人々がアジサイの咲くすてきなまちだと感じ、市民の心をも癒やす花いっぱいのもちづくりするにはという考えのもと、「咲き誇れ みずほの花！」というテーマでさまざまな意見交換を行ってくれました。

そして、その中学生の方々ですが、昨年度には、市の花でありますアジサイの植樹計画により、各中学校内で植樹が行われ、現在それぞれの中学校で市の花アジサイが開花し、その姿を

楽しむことができいております。

また、中学生とは言わず、私ども庁内のほうでも、6月1日に市長さんが就任されて、市長さんのほうから、もっとアジサイを庁内でも飾りなさいということで、これは指示があったということではございませんが、こういったことを踏まえて、庁舎内にも、市民の方に市の花がアジサイであるという認識と愛着を持っていただけるように、梅雨の時期にアジサイを飾っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 本当に今日本って、外国の観光客の方に非常に日本に来ていただいております。当然、根本は少子・超高齢社会ですね、日本は。本当に世界で類を見ない人口のピラミッドになっておるわけでございますけど、やはり外国の方が日本に大挙して来ていただける、さらには岐阜県でも、古田知事のもと、この周辺でもたくさん観光ということでお話を伺うわけですけれども、やはり瑞穂市も観光という観点から、このせっかく市の花アジサイ、今、市長のお考えも総務部長からお話を伺いましたけれども、幾度となくいろんな議員さんも質問されておりますけれども、例えば過去に、私も小簾紅園の池の整備であるとか、または中山道の電線の地中化とか、そういったことで、やはり瑞穂市に来て、本当にある意味お金を落としていっていただけるような、そういった意味の観光ということを考えてときに、まずは基礎があって、できることからやるということになると、このアジサイで彩られるまちということも、一つは瑞穂市のイメージをしっかりと植えつけていく意味では、非常に大切なことではないかなというふうに思ひますので、2年前に観光の一環として考えていきたいという御答弁をいただいておりますので、そのような角度からもう少し力を入れていただければというふうに思ひます。

次の質問ですけれども、さらに、市長の所信表明の中で、またマニフェストの中で、瑞穂市の大きな可能性を最大に生かす政策というふうにあります。先ほどもちよつと言ひかけましたけど、この健幸の「コウ」は「幸せ」ということでずうつとお話をされておりますが、先ほどもお話ししましたマニフェストの中で、さまざまなリスクから子供を守り抜いていくということを表示されております。

ですから、今回いろんな議員さんの話を聞いておると、やはり実は提案型が非常に多いなど。これもお願ひしたい、これもしたいと。そういうような意味で、私も同じような、違う角度ではあるんですけれども、さまざまな給食費のことは市長言っておられますので、そういったこともベースになってくるかと思ひますが、今回は、さまざまなリスクから子供を守り抜くというふうなお話の中で、いろんなお母さんからも話が出ておりますけれども、このインフ

ルエンザの予防接種の助成、瑞穂市は今高校生世代までの方の医療費が無料になっておるし、いろんな形で、どこにもそんなには恥ずかしくないような政策が結ばれておると思いますが、やはりこれも調べてみますと、埼玉県鴻巣市というところ、ここも人口が11万9,000人ほどのまちでございますけれども、本当に時期的なものがありまして、インフルエンザが大流行してしまうと、やはり中学生のお子様で、受験なんかを控えておられる子が大きな病気をしたくないというような思いで、埼玉県鴻巣市がインフルエンザの予防接種の助成金を行っておりますが、こういった事例もある中で、今言った水路の柵の話ではないですけど、あれもこれもといったら大変なことになると思いますが、くだいですけど、子供を守り抜く、さまざまなリスクからというふうにごうたっておられる市長にお聞きしたいと思いますが、このインフルエンザの予防接種の助成に関して、どのようなお考えを持っておられるかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま若井議員から御質問をいただきましたインフルエンザの予防接種の助成金、特に受験を控えた中学3年生をというところでございます。

インフルエンザにつきましては、皆様御承知のとおり、毎年初冬から春先にかけて流行いたしております。1シーズンに、少なくとも数百万人から1,000万人を超えるような罹患者が発生をして、学校などを休む子供たちも一気にふえて、時期にはおります。また、罹患者がふえれば多くの重症者が発生しまして、数万人という方の命の危険に及ぶことになる病気でございます。

ただ、高齢者におきましては、例えば予防接種のために34%から55%の方の発病の阻止をしておるといったような効果があるようでございます。また、死亡者に関しても、打っている人と打っていない人については、高齢者において8割近くという効果があったという報告も聞いております。また、6歳未満のお子様を対象とするインフルエンザのワクチンの有効性というのは、60%という数字もあるようでございます。ただ、15歳、中学3年生に対する発病効果の報告というのは、今のところ見当たらないというような状況でございます。

現在、国内で用いられておりますインフルエンザのワクチンについては、ポリオや麻疹のワクチンほどの高い効果は、今のところなかなか期待できていないということだというふう聞いております。

市では、現在65歳以上の方、または60歳から64歳までの方で心臓、腎臓、呼吸器等で日常生活活動が極度に制限される障害を有する方を対象者といたしまして、インフルエンザの定期予防接種は実施しております。

そこで、子供たちへの予防接種でございますが、現在予防接種法で定められている子供さんの定期予防接種については、大変種類が多くございまして、もちろん今後も国の感染症対策に合わせて、さらにふえていくのではないかとというふうにごう測はしております。その上で結論と

なりますが、実はインフルエンザ予防接種、15歳の方につきましては、近隣を調べますと、岐阜地域では、山県市や岐南町さんで行われておるようでございます。しかしながら、当市におきましては、財政当局ともいろいろ詰めまして、またインフルエンザの予防接種の有効性というのにも十分にまた考えていきたいと思っております。

したがって、今すぐここでやりますということはなかなか申し上げられませんが、慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 本当に切りのないような話になってしまっただけかと思いますが、今おっしゃった山県市さんとか、岐南町さんでも取り組んでおられるという事例もあることでございます。お子様に限らず、本当に市民の方のリスクってたくさんあるかというふうに思っています。

どうしても福祉とかいうことになりますと、子育て世代の方、また高齢者の方というふうに目が向きがちでございます。この10月には、国は消費増税という形で、今の現状の8%から10%に2%の増税をして、社会保障の安定した財源を確保したいということで進めておるわけでございますが、市長が本当に今回この「健幸都市みずほ」ということで、今お話ししましたように、福祉ということに関しては、子育て世代の方とか、また高齢者の方に行きがちですけれども、最後に市長に、本当に全世代に満遍なく行き渡るような思いで今回のこの「健幸都市みずほ」ということとうたわれておりますので、最後に市長にその思いを伺えればと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若井議員の「健幸都市みずほ」の実現についてお答えをいたします。

日本は、若井議員もおっしゃられましたが、少子・高齢化が到来し、時代の転換期を迎えています。このようなときだからこそ、子供たちの未来や市民の皆さんの老後をしっかりと保障するようなまちづくり、人づくりが求められています。瑞穂市にとって、人が最も大切な資源であると考え、未来と今のために、人に対する投資を重点的に行っていきたい。人と人が支え合い、人の力を最大限に引き出せることが、私がつくり上げる「健幸都市みずほ」だと思っています。

その中で、お子さんからお年寄りまで全ての市民の方が、元気が出る、やる気が出る、そして安心できる政策の3つの柱で、事件や事故や災害から命を守る、そして暮らしの安心、さらに瑞穂市の財政が安心できるということ、若井議員がおっしゃられる全世代に満遍なくの社会保障ということですが、Aさんにとってはよい政策も、Bさんにとってはよくないかもしれません。それを押しなべて進めることが私の判断であり、責務と考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 森市長におかれましては、この4年間、本当にまちのリーダーとしてしっかりと指揮をとっていただきたい。私も冒頭にお話ししましたように、やっぱり行政の方が市民の皆様のことを思って行政サービスを考えておられる、その方向性と市民が同じような目線であっても、ベクトルが一緒でも、多少少しずつずれていく。このずれが解消できるようなことも議員の仕事かというふうに感じておりますので、またこれからもしっかり市民の方の声を代弁者として、こういった形で質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、10番の若井千尋君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時35分から再開をいたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時34分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 若園正博君の発言を許します。

若園正博君。

○8番（若園正博君） 議席番号8番、創生クラブの若園正博です。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

2日目の6番でございますので、もういろんな議員さんが質問され、答弁を受けておと思いますが、私も重複する部分がございますが、通告どおりの質問でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、自治会活動支援事業についてをお伺いさせていただきます。また、今後の防災支援体制についてもお伺いさせていただきます。

これより質問席にて質問をさせていただきます。

まず、初めに自治会活動の支援事業について、31年度のヒアリングシートの中からお伺いさせていただきます。

単位自治会、小学校区自治会連合会等のコミュニティーを推進し、地域共生社会を目指す支援事業についてお伺いさせていただきます。

世代を超えての人とのつながり、地域の子供たちとともに触れ合いの場としてあろうと思っておりますが、それ以上に支援の必要性を感じておりますが、そうした支援についてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 単位自治会、小学校区の自治会連合会等のコミュニティーを推進し



ということで、地域共生社会を目指す支援事業についてということで、その支援の活動についての御質問です。

私どもの市の総合計画に位置づけられております市民の参加・参画機会の充実というものの施策の主な事業の一つとしまして、平成30年度より、小学校区ごとに共通課題を位置づけた上でタウンミーティングを行っております。このタウンミーティングを通して、少しずつでも地域のつながりを強め、そして個人個人が地域での役割を認識していただきまして、コミュニティ力の向上を目指していくというものです。各校区の役員の方と相談しながら、市役所は自治会に寄り添いながら、ことしもタウンミーティングを行う計画をしております。自治会支援の根幹をなす事業として位置づけているものです。

タウンミーティングをやっていくところに市のほうの担当部局が入りまして、どうやってこちらの地域の課題を解決していくか、地域で解決していく方策を見出すというところの地域力をアップということで支援させているという事業でございます。お願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） 理解しました。地域力のアップということは、非常に重要な課題ではないかというふうに思っております。

単なる一例を挙げて御質問をさせていただきます。

旧巢南地区には、単位自治会活動において、夏休みを活用したサマーフェスタ、公民館周辺を利用して行っておるわけでございます。これの一つ一つの前身は、伝統文化継承という時代の流れに沿って、新しいこうしたフェスタを各自治会が行っておるところでございます。もちろん小学生・中学生、子供たちを取り込んでのフェスタでございます。社会教育推進員、地域子ども会、PTAを活用して行われておるわけでございますが、生涯学習課との連携を持っての支援について、企画部長の御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 市内の各自治会で行われるサマーフェスタには、自治会役員さんとともに多くの関係団体の役員さんや小学生・中学生など、多くの方々が運営に参加して実施されております。この関係団体とは、社会教育推進員さんや子ども会の役員さん、PTAの方々等でございます。自治会行事の運営メンバーの一員として参加されてみえるものと思っております。

その一方で、企画部市民協働安全課におきましては、自治会活動を自治会活動振興交付金などの補助メニューとして金銭的な支援と、自治会運営方法等の相談を行っております。このサマーフェスタ等に、私ども企画部の市民協働安全課と生涯学習課ともに連携をしたということは、事業としてはないんですけれども、生涯学習課のほうは、先ほど述べました各団体さんの

ほうを管理していただいています。また、そちらの支援をしておりますし、私どもは自治会とか、連合自治会のほうのサポートをしているというもので、双方2局からバックアップしているということでございますので、よろしく願いいたします。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） 支援は承知しております。この体制、支援は、中学校区活動として、一括として各部のほうから支援を受けておるという中にあるかと存じます。

そうした中で、やっぱり生涯学習課、子供たちも取り込み、そして地域の人々をも取り込んで行っておる事業でございますので、企画のほうもお越しいただき、また状況を把握していただき、タウンミーティングのほうに反映させていただける材料となればというふうに思っておるわけでございます。

引き続きまして、先ほども若井議員からも御質問がございました小学校単位での自主防災訓練が計画されておられること、西小学校校区でございますが、この11月に計画をしているということは私のほうに入ってまいりましたが、企画部としては何かそういった情報は入っておりますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 本年度、西小学校区内の自治会が一堂に会されまして、防災訓練が行われるということの情報は得ております。当日は消防署、消防団なども参加されますが、市役所といたしましても役割を依頼されておりますので、参加させていただきたいと思っております。

なお、市内の状況としましては、ほかの自治会でございますけれども、西小学校区よりも参加自治会数は少ないんですけれども、稲里地内の3自治会や、前所・村中・西畑の3自治会、そして野田第1から第3の3自治会、そして本田団地や牛牧団地においても、複数の自治会さんが合同で防災訓練を行っているところも把握しているところでございます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） ありがとうございます。

実は、先ほどの若井議員の御質問で、教育長からすばらしいアドバイスをいただきました。こうした自主防災訓練に中学生・小学生を一緒に入れて、ともにやったらどうかという御提案がございました。また、これは帰りまして自治会長のほうに御提案させていただき、そして、ともに防災訓練を実施できたらというふうに願っておるわけでございます。

この防災訓練については、少し意味合いを持たれた形になっておるわけでございます。過去に行う防災訓練よりも、先般も犀川河川が氾濫し、水害を受けた地区もでございます。また、水

害は受けなくとも、今後どのようにして自分たちが避難所に行けるかといった訓練、そして、やはりかけてある橋が落ちた場合、どのような対策をとるべきか、また、周りにお見えになれる高齢者の方々とともに、避難所までどのように行ったらいいかというようなことを考えながら自主防災訓練、そして火の怖さ、煙の怖さ、そして担架での救護活動などを学ぼうという計画がされておるわけでございます。

その中に、過去にもお願いしてあります消防OBによる支援隊体制でございます。この支援隊体制が、なかなか名ばかりあるわけですが、実際に活動に参加できておる状況にはないというふうにお伺いしておりますが、やはり企画のほうから、また御指導、御支援が今後あるのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 西小学校区の防災訓練に、消防団のOBの方々がかわることは把握しております。消防団のOBをもとに防災支援隊を構成されまして、消防団員の不在の時間である平日の昼間などをカバーすることを想定しておられます。どの校区も、同じように防災支援隊を設置するという点については、各校区での自治会の状況がさまざま異なっております。そのため、校区に適した手法等で進めていけるようにいろんな状況を聞かせてもらって、相談させていただいて、そのサポートをしていきたいと思っております。

大変あるところでは、そういう塊というか、グループの方々にやっていただけたところがありますので、まずはできたところから進めていくというのも手だと思います。一様に市のほうが各あるべしということではなく、そちらの地元で張りついた団体さんが活動していただけたというのが自治活動だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） そうして自主的に協力していただき、また支援隊として加入していただき、活動していただけたということは非常に心強いところでもございます。こうしたいろんなところで支援を受けながら、弱者の救助、避難困難者の救助、手助けになっていけるというふうになればいいかと思っております。

最終的に、各避難所までの避難方法、避難困難者の支援体制の確認、その必要性の指導を今後もいただけるのかどうか、要望させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 各自治会から選出された方を対象に、避難所開設訓練とか、各自治会さんが設定された集合場所から避難所までを実際に避難、移動していただきます。こういう危険箇所の確認をしていただくということもやっていますが、この避難所確認訓練などをこれまでは市が小学校区ごとに行ってきました。避難所開設訓練と避難所確認訓練というものをや

ってきたんですね。

ただ、各自治会におかれましては、従来から救命講習や消火訓練などの防災訓練を実施されてきました。最近では、市が行ったこの2つの訓練をもとに、各自治会さんの独自の訓練事項を組み込んだ新しい訓練を実施されるというところもふえてきております。災害時の避難所までの避難方法の確認だとか、支援が必要な人の援助体制の確認等、自治会の皆さんが考えることによって、地についた有効なものとなると考えております。地域での話し合いで決めていただきまして、実践できるような活動となるように、私どもの市民協働安全課のほうは支援させていただきたいと思っています。

なお、訓練実施の際は、市として全面的に支援をさせていただきますので、各自治会長さんへ御案内を出しております。そういう訓練をやる時はお声をかけてくださいという案内文書でございます。訓練内容や進行に対する御相談だとか、備品の貸し出しなどについても可能な限り対応させていただきますので、御相談願いたいと思います。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） ぜひともそのようにしていただきたいと思います。

水につかる地区も、先般の水害を受けて、地域の状況を十二分に皆さん把握できた上での避難訓練の参加というふうに認識をしておりますので、ぜひともそうしたところで市からの御支援、御助言を賜りたいと思うわけでございます。

引き続きまして、地域包括ケアについて質問させていただきます。

以前、森市長が福祉部長のときに、私も地域包括ケアシステムをどのように進めていくべきかという御質問をさせていただいたわけでございます。巢南地区においては、中学校校区単位なのか、西小学校校区単位か、いや各自治会単位でやっていくべきかというところでございますが、今現状は、各自治会単位で地域包括ケアシステムを進められておると思うわけでございますが、高齢者が、介護が必要となっても、住みなれた地域で自立した日常生活を営むことを目的とした地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について、お伺いさせていただきます。

現在の生活支援体制整備事業についてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの若園議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、現在事業をるる行っておるところでございますが、御質問のありました生活支援体制整備事業についてお答えをさせていただきます。

この事業は、市全体を第1層といたしまして、各小学校区を第2層というふうに位置づけまして、地域の人材の協議体を組織し、地域における支え合い活動を地域の視点で広げていくと

いうものでございます。

まず、この協議体につきましては、地域の多様な主体がメンバーとなりまして、忌憚なく意見を出し合い、話し合う場ということになりまして、地域支え合い推進会議というふうにも言われております。

このうち、小学校区によります今の第2層の協議体の進捗状況といたしましては、穂積小校区、生津小校区、牛牧小校区にあつては、昨年度までに既に活動を始めてみえます。また、本田校区におかれましては、今年度から活動を始められているということになっておりまして、いずれの校区についても、私ども瑞穂市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターという役がございますが、その方が中心となりまして、地元でともに話し合いながら、いろんな各校区に合った方法を模索しながら進めているというところでございます。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） 以前から、ほかの議員さんも御質問なされたと思いますが、認知症総合支援事業についてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、認知症の総合支援事業でございます。

この事業は、認知症になる前や、または初期の軽度な段階で医療等々につなげまして、支援を進めるために認知症初期集中支援チームという組織がございますが、そこに諮ったり、あるいは、私どもの事業の名前でいきますと、あたまの健康チェックと申しますが、及びその後の事後教室などを委託事業で行っておるところでございます。

さらに、最近は地元の寺院を会場といたしました、いわゆる認知症カフェなども開催されております。こうした場においては、軽い運動や簡単なゲームなどを行って、例えば認知症のケアにつながるための集いの場というふうにして位置づけております。こういった地域での活動につきまして、今後も発展・拡大を期待しているところでございます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） 引き続き、ヒアリングシートの中からお伺いさせていただいておるわけでございますが、介護予防・日常生活支援総合事業についてもお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今、御質問のございました介護予防・日常生活支援総合事業でございますが、この事業につきましては、いわゆる通所型サービス事業ということになります。運動機能の向上や、あるいは先ほどの認知機能向上のために、健康教室や体の健康に寄与する教室を行っております。

ほかにもう一つ、この中の在宅介護・医療連携事業というのもございまして、これは在宅医療と介護とのスムーズなつながりづくり、あるいは多職種の連携に向けての専門職の研修会、あるいは地域別の市民講座等々の開催なども行っております。いずれも皆様からいただく介護保険が財源となっております。以上でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8 番（若園正博君） わかりました。

私、旧巢南地区での小学校区活動での取り組みということでお伺いさせていただこうかと思っただけですが、先ほどの市長さんの答弁の中で、まだまだ小学校区活動では、していただける地区とやっていただけではない地区との差があるというふうにお伺いしておるわけですが、その点についての理解を深められない問題点、もしお感じになったことがあればお聞かせ願いたいと存じますが。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまのお話の中で、特に巢南地区でございますが、以前より巢南地区のほうでは、中学校単位でスポレク等々の関係もあるのでしょうか、中学校単位でいろいろなことをやってみえておられました。

現在、西校区、中校区、南校区の各校区においての、小学校区単位での例えば自治会の連合会でもそうでございますが、そういったところについての設立について目指しておられるところでございます。特に西校区につきましては、せんだっての自治会連合会の説明会の場のごとくでございます。そういったところでも御説明をいたしまして、趣旨は御理解をいただけているというふうに考えております。また、中校区と南校区につきましても、今ほど申し上げました第2層の協議体ということになりますが、設立に向けて説明を重ねておるところでございます。

先ほどの市長の答弁にもございましたとおり、小学校区か、あるいは各自治会かというところの基本でございますけれども、先ほど議員のお話のありました地域包括ケアシステムの考え方というのは、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることでございます。したがって、地域のコミュニティーの醸成を図りながら、自助・互助・共助・公助の交わりが有機的に作用することが必要かと思っております。この中で、こうした地域の動きの基礎単位となるのはやはり自治会であるというふうに考えております。したがって、現在各小学校区で、生活支援体制整備としての協議体を組織することに力を入れておりますが、実際の活動等につきましては、公民館等々を使用した各自治会ごとになるということも想定をしております。

こうしたことも踏まえまして、また各自治会の特色などもございます。そうしたものを考慮いたしまして、各自治会の集まりという観点から、小学校区単位での第2層協議体を組織して

いきたいというふうに考えております。以上でございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） わかりました。各自治会ごとで理解を深めて、今後も進めていくというふうでよろしいでしょうか。市長、よろしいですか、そういうことでお願いできますか。

それでは引き続きまして、先ほどもお話が出ておりました通学路安全整備のことについてお伺いさせていただきます。

何人かの議員さんが、交差点での事故報道をこの場で話されておられました。学校周辺の交差点でのガードレールの設置の要望を声として聞くことがございます。今、私ども西小学校でございますが、やはり先ほども教育長が言われましたように、危険箇所をこうして配布しておられるわけでございます。

我々も危険箇所はあるんですが、実は一部私も危険なところを朝見しておりますと、学校から周辺500メートル内で県道を横切る交差点がございます。そこへ、やはり子供たちが各分団ごとに集中してくるわけですが、時間になりますと。そこは、押しボタンでその県道を渡るわけですが、2分団、3分団、時には5分団ぐらいの30人から50人ぐらいが交差点へ固まるときがあります。そして押しボタンですので、1分団が渡るだけで、もう次信号が変わってしまうと。そうすると、4分団はまた交差点のそばで待機というような状況がある中で、こうしたところに、もしもという思いでおるわけでございますが、そうしたところ、危険箇所より実情、本当に危ない状況になっているんだというところをやはり見て回るべきではないかなというふうに二、三思うんですが、そうした先ほども新聞紙で若井議員が取り上げられました岐阜市、そして、またどなたかおっしゃいました羽島市でも早急に対策を考えるというお考えが出ました。

まずは、学校周辺に子供たちが集まってくる場所の交差点というのは、やはり一番危険な箇所でないかというふうに関心を持っておるわけでございますが、その点について、今後対策ございましたらお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 若園議員が今御紹介されましたように、古いところの交差点というのは、縁石で歩道と車道が分離してあるだけで防護柵がないというような状況で、最近の道路整備は、十九条の樽見鉄道の踏切のあたりを見ていただきますと、歩道に縁石があり、さらにガードパイプで保護してあるというつくりをしております。そういった意味で、大津で起こった事故もそうですが、縁石では歩道と車道は分離してございますが、そこにさらに防護柵がないというようなところで、今回のような痛ましい事故が起こったというふうに関心しております。

そういった意味で、教育委員会のほうからも少し答弁がありましたように、学校教育課では、

各小・中学校の通学路のうち、特に幹線道路に沿った交差点を確認して、防護柵のない箇所をリストアップさせていただいたところでございます。そこにつきましては、私ども道路管理者であります都市管理課のほうへ情報提供はさせていただいているところでございます。この対策につきましては、緊急にすぐ対応しなければならないところにつきましては、道路管理者の判断で行っていく必要がありますし、なかなか緊急性という点では、急がなくてもいいと言ったらちょっと語弊がありますが、そのほかのところにつきましては、瑞穂市の通学路安全推進会議におきまして、危険箇所の把握と現状、それから改善方法などを協議して進めていくという予定としております。

それと、大津の場合は園児であったということで、国土交通省からも、保育園だとか幼稚園といったような未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全確保を緊急点検、またその対策について、県を通じて報告するようという文書も来ておりますので、これらもまた国のほうも、この対策に当たる予算につきましても、また補正予算措置がとられるのではないかと考えておりますので、それらも有効に使いながら安全対策をとってまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） 私の質問で、一部実情的なところを上げさせていただきましたが、やはり安全対策、安全、必要性は、それぞれの瑞穂市内にはいろいろと危険箇所が多様にあるかと思っておりますので、ぜひとも学校と連携をとりながら安全対策に努めていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、実は私、個人的に御質問させていただきたいのは、先ほど歩車道分離の中のインターロッキングというんですか、ブロックの歩道がある中でやはり木が入っております。確かに歩道に木というのはよいかと思っております。車の侵入防止などに役立つんやないかなと思っておりますが、その根が張ることにおいて、道路を持ち上げてしまう。その後方で、子供たちの通学路で蹴つまずくといった事案があったというふうに聞いております。

それで、自治会からもたしか要望は出させていただいておりますが、改修ということをおっしゃるんですが、なかなか全面的に改修するのは非常に難しい。いい場所もあれば、そうした悪い場所もあるということで、何かいい対策はないかということでしたが、部分修繕ということができるといってお伺いしました。そうした部分修繕の要望していく中ですと、PTAとして通学路の安全確保のために、この部分とこの部分とこの部分、部分修繕でもしていただけるというような要望を出すことができるのかどうか。そして、それに即対応していただけるのかどうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。



○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま議員の御指摘のありました歩道の段差の件、おっしゃられますのは、西小学校の南北や東西の歩道部分ですね。ここにはインターロッキングが張ってあるわけなんです、街路樹が大きくなって、根が歩道部分のインターロッキングを押し上げるといような格好で段差が生じているものでございます。

これにつきましては、昨年の9月にごございました平成30年度第1回瑞穂市通学路安全推進会議においても御指摘があり、西小学校からも御要望がありましたので、部分的な補修を実施して段差の解消を行ったところでございますが、南北道路のところにつきましてはまだまだ不十分であるということでございますので、現場を見てみますと、段差があるところは十数カ所あるというふうに聞いておりますので、これらについても、全面的にインターロッキングを引き直すということはちょっと難しいかなあと思いますけど、部分的な対応として修繕をしていきたいというふうに思っておりますので、今後も児童の皆さんの通行の安全性を考え、段差解消のため、修繕工事を実施していきたいと考えているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） よろしく申し上げます。実は、うちの近所の1年生の子がそこで蹴つまずいて、額をすりむいたという話があったので、全面改修が難しければ、何とか改修できる方法ということでお伺いさせていただきました。やっぱりこの部分とこの部分を早急にといふふうに申し出れば、部分改修という方法があるというふうにお伺いしましたので、きょうあえてお伺いしながら、よろしく願い申し上げます。

引き続きまして、総務省より規制がかかりましたふるさと納税の返礼品の状況でございますが、その規制をしてからのふるさと納税の現状についてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ふるさと納税返礼品規制についての現状についてお答えさせていただきます。

ふるさと納税制度の見直しについてということで、平成31年4月1日付で、総務省より「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」という通達がございました。これは、地方税法が改正されまして、次に御説明する3つの基準が設けられたということでございます。

まず1つ目の基準といたしましては、ふるさと納税の募集を適正に実施することということで、返礼品等を強調した宣伝広告などをしない、制度趣旨に合った募集の方法をすることということです。納税をおおるような告知の仕方をしないということでございます。

2つ目でございますけれども、返礼品は返礼割合3割以下とするということになっております。返礼品の設定を寄附金の3割ということで、3分の1ではなくて3割ということで、30%以下にすることということになっております。

3つ目といたしましては、返礼品は地場産品とすることということになっています。当該都道府県等の区域内において生産された物品だとか、または役務の提供、サービスその他これらに類するものであることということになっております。厳密に規定が厳しくなってきたということでございます。

瑞穂市におきましては、この指定制度の運用により業務を行っております。また、瑞穂市ホームページに掲載しておりますが、瑞穂市は、総務大臣より、今回基準を遵守しているということで、ふるさと納税の対象となる自治体として指定されております。この指定期間は、令和元年6月1日から明けての令和2年9月30日までということで、このスパンで認可されるということになっています。こういう現状でございます。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） それでは、ふるさと納税の現状は今把握できますか。わかりますか。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 現状でございますが、寄附金の額のことについて説明させていただきます。

平成30年度のふるさと応援寄附金は、令和元年5月末現在で5億3,647万3,800円の御寄附をいただいております。令和元年度の現状は、令和元年5月末現在で4,686万6,000円の御寄附がありまして、前年同月以上の寄附金額となっております。

今後の推測予測につきましては、このまま前年度同様と推測しておりますが、また変動がありましたら随時御報告をさせていただきたいと思っております。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） 次に今後の推測をお伺いしようと思いましたが、今答弁がございましたので、もう聞くことはございません。非常に大きい額がこうしていただけておるということ、そして瑞穂市は目的がはっきりしておりますので、そうしていただけた方々に、きちんとお応えできるふるさと納税になっていくのではないかというふうに期待しております。そして、よりよい瑞穂市の構築のために活用していただけたらというふうに思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番の若園正博君の質問は終わりました。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長します。

続きまして、1番の馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵君。

○1番（馬淵ひろし君） 議席番号1番、瑞清クラブの馬淵ひろしでございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、私はこのたびの瑞穂市議会議員補欠選挙にて初当選をさせていただきました、新人議員の馬淵ひろしでございます。選挙にて市民の皆様へ訴えさせていただきました、瑞穂プライドを育てる、生かす、市民協働のまちづくりを議員活動のテーマに掲げ、市民の皆様へいただいた信頼と負託に応えるべく、精いっぱい一般質問をさせていただきます。

2日間にわたる一般質問の最後となります。先輩議員の方々がいろいろと御質問をされましたので、重なる部分も多分にあるかと思いますが、御容赦をいただきまして、傍聴していただきます市民の皆様、そして先輩議員の皆様、そして市執行部の皆様、最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

私の質問は、大きく分けて2つのテーマについてお伺いをいたします。

1つ目のテーマは、さきの市長選挙にて、森市長が配布されておられましたリーフレット「マニフェスト」の中にあります学校給食費補助制度の創設について。

2つ目のテーマは、本市のまちづくりの基本を定める瑞穂市まちづくり基本条例の推進について御質問をさせていただきます。

これよりは質問席にてさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

大きなテーマの1点目、学校給食費補助制度の創設についてお尋ねを申し上げます。

さきの瑞穂市長選挙にて森和之市長が配布された「マニフェスト」というリーフレットによりますと、「健幸都市みずほ」基本政策として、7つの政策の柱を掲げておられます。その中の政策の柱3に、子育て・教育ということで、子供たちの未来が光り輝くまちの実現とありまして、学校給食費補助制度の創設で保護者の負担を軽減とあります。

私は、妻と小学生の子供2人を養いながら生活を営んでおります。公立小学校に通う子供を持つ保護者は、学校給食費、つまり食材費として1人4,020円、私の場合は2人で8,040円、学習費5月分としまして、これは学校で使用する補助教材、プリントなどに係る費用と聞いておりますが、1,800円、そして4,400円、計6,200円の負担をさせていただいています。5月、合わせて1万4,240円の費用負担でございます。そのほかに、これはそれぞれの家庭で異なると思いますが、放課後児童クラブに係る費用、習い事に係る費用など、保護者の負担というものはあるというふうに考えております。

私は、少子化による人口減少が続く日本において、将来新しい価値を生み出し、社会を豊かにする世代、高齢世代の年金を支える世代である将来世代の子供たちは、社会全体の宝であると考えております。子供たちを育てる費用に関しましては、時に社会全体で負担することも必要であるというふうに考えます。

そこでお尋ねをいたします。今回の選挙でマニフェストに掲げられた学校給食費補助制度の創設に当たり、補助制度の目的と意義についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただ

きたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） では、議員の御質問にお答えします。

「健幸都市みずほ」の基本政策の中の柱の一つとして、今後、子育て支援の一環として、学校給食費の補助をすることで保護者の負担軽減を図ることを考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1 番（馬淵ひろし君） 簡単に御説明をいただきましたが、先輩議員が御質問をされた答弁の中では、子育て世代の負担軽減というのがありました。食材費が高騰したときに、安定的に供給ができると。また、人口減少に対する対策でもあるというようなお話があったかと思います。

学校給食の実施に必要な経費は、学校給食法第11条により、施設や設備、職員の人件費等を市が負担し、これら以外の経費として、食材費は保護者が負担すると規定をされております。当市の特別会計の給食費負担金は、平成31年度予算額で約3億650万であり、これは保護者負担の食材費相当であります。

内訳として、保育所で約3,700万、幼稚園で約1,000万、小学校で約1億6,500万円、中学校で約8,900万円であります。保護者負担の軽減は重要なことと考えておりますが、これら全ての保護者負担分を補助するとなると、今後少なくとも2025年までは市民がふえ、子供がふえていく予定の本市にとって、待機児童問題や学校教育施設の増築・改修、本年10月より実施予定の幼児教育・保育の無償化に伴う公立幼稚園・保育所の市町村負担分に加え、学校給食費の財政負担を考慮しますと、本市にとって教育に係る費用が大きな財政負担というふうになりかねません。

ここでお尋ねを申し上げます。学校給食費補助制度について、補助を行う対象並びにその予算規模についてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 軽減を図るに当たりましては、御質問にある対象や補助の方式、そして、その補助をいつから行うか等、継続的財源の問題等も踏まえまして考えていくということで御答弁させていただきます。以上です。よろしく申し上げます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1 番（馬淵ひろし君） 先般、厚生労働省が6月7日に発表した人口動態統計によりますと、2018年に生まれた子供の数は91万8,397人であり、過去最低を更新しました。3年連続で100万人を割り、1人の女性が生涯に産む子供の数に当たる合計特殊出生率は1.42人となっております。

す。また、国立社会保障・人口問題研究所の2015年の調査によりますと、夫婦の理想の子供の数が2.32人というデータがございます。つまり、子供を希望する夫婦は、2人から3人子供が欲しいと考えていますが、実際には1人から2人しか産み育てていないということになります。その一番の理由として上げられているのが、子育てにはお金がかかり過ぎるからという経済的理由で、子供を産むことをちゅうちょする夫婦が多くいるというふうに考えます。

日本は、現在少子化により人口減少社会に突入しております。これからも人口が減り続けることが確定をしております。私は、これからの日本を考えますと、夫婦が希望する子供の数を産み育てられる社会、瑞穂市にしていく必要があると考えます。少子化ではなく、多子化、多くの子供が生まれる社会、多子社会へと変えていく必要があると考えております。

市長が目的とされた人口減少問題の解決を図る保護者負担の軽減である給食費の補助制度を、補助事業を考えるのであれば、安心して希望する子供を産み、育てられる多子世帯への負担軽減が優先して取り組まれることが必要ではないかと考えます。補助制度の創設に当たり、世代間の公平性や継続的な補助でないといけないといった留意点、先ほど申しいただきましたが、その点をよく御検討いただき、まずは多子社会に向けた多子世帯への補助というところから始めていただくというのも一つのことだというふうに考えております。

このテーマでは最後の質問となりますが、市長が考えられるこの給食費補助制度は、市の財政負担を鑑みて、持続的な制度として、最終的にはどこまで補助をしていくことが妥当であるとお考えでしょうか。市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬淵議員の学校給食費の一部無償化といいますか、補助について、予算規模についてまず御説明をさせていただきます。

昨日の御質問でもお答えをしておりますが、無償化は県内で2団体、そして一部補助が8団体、今年度からは高山市が入って9団体となっております。そのほかに、地域振興券などの支給により補助をしているところもございます。

先ほど、多子世帯への補助ということもございます。全ての子供を対象に、一律何割補助するのか、また第1子、第2子、第3子といったように負担割合をふやしていくのか、現在そのあたりについて、子供の学校給食センターのほうでそのあたりを把握しておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

無償化について、どこまで無償化にするかという御質問でございますが、できることであれば、予算が可能であれば、財源が可能であれば、全てを無償化にしていきたいという考えはございますが、私は選挙の公約で、保護者の負担を軽減ということで、全て無償化をするということをお約束はしておりませんが、第3子以降にあっては無償化していくということも視野に入れながら考えていきたいということを思っております。

こちらについても、段階的にほかの事業と足並みを合わせていきたいということを考えております。例えば、ことし、今年度10月より保育料が無償化になります。今までは、食事代というのは保育料の中に含まれておったものが、今度は保育料ではなく、食材費（主食代・副食代）というような形で、保護者の皆さんに負担をしていただかなければならないということも踏まえて、そのあたりについても考えていかなければならない問題であると考えています。

これから国や県の動き、他市の動向を見ながら、瑞穂市にとってどれが一番いい選択肢であるのかということを考えながら、今後も無償化する市町村がふえてくるということを踏まえて、国や県への助成などについても要望を行っていきながら、現在この来年度に向けての試算をしているところがございますので、しばらくの間お待ちいただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 市長、第3子以降の無償化というのを進めていくというようなお話をただ聞いて、非常にありがたいなというふうに考えております。これからも保護者の皆様の負担軽減というところを、子供がたくさん生まれる社会をつくるために進めていっていただきたいというふうに考えております。

それでは、次のテーマに移ります。

瑞穂市まちづくり基本条例の推進についてお尋ねを申し上げます。

本市のまちづくりの基本を定めます瑞穂市まちづくり基本条例が、平成24年4月1日に施行されました。瑞穂市まちづくり基本条例には、まちづくりは市民が主体であり、本市は、地方自治の本旨に沿った、より開かれ、より元気に満ち、より安心して暮らせる、誰もが住みたいまちづくりを目指します。市民、市議会及び市長を初めとする市の執行機関が、それぞれの情報を共有し、役割を明確にし、かつ市民の市政への参画の手續と、市民参画による協働のまちづくりを進めるための基本的なルールが明示されております。

本日傍聴いただいている市民の皆様は、まさにこのまちづくりに参画していただいているということになると考えております。情報の共有も大切なまちづくりへの参画だと私は考えております。ぜひ本日お聞きになられた内容、感じ取られたことを市民の皆様で情報共有をしていただき、まちづくりに参画いただく市民の方をふやしていただきたい、そう思います。

瑞穂市では、瑞穂市まちづくり基本条例第1条に定められている市民参画による協働のまちづくりを進めるに当たり、本市では、平成28年3月に瑞穂市第2次総合計画を策定しております。その内容は、10年スパンの基本構想を定め、5年スパンの基本計画を定め、2年スパンの実施計画を定められています。

平成31年度から32年度、つまり令和2年度を計画期間とする実施計画が市のホームページ等で公開されておりますので、まだごらんになられていない市民の皆様がいらっしゃったら、ぜ

ひ後ほどごらんいただきたいと思います。

実施計画は、基本計画を実行するためのもので、財政的な裏づけを持たせた具体的な事業内容を定めております。その中で、前期基本計画の共通目標として、持続可能な都市経営のまちの協働という項目の施策の内容において、市民の参加・参画の機会の充実が盛り込まれております。平成31年度実施計画として、参画・協働等ガイドラインに基づく参加・協働等の促進という記載があります。

ここで執行部にお尋ねを申し上げます。

実施計画に記載されているまちづくり基本条例推進事業の参画・協働等ガイドラインの策定はなされているのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今御質問のありました参画・協働等ガイドラインのことについての御質問です。

住民自治基本条例やまちづくり基本条例等の住民主体のまちづくりの指針として条例等を定めた際に、よりわかりやすく伝え、より事業を推進するための啓発として作成することのある、いわば手引書のようなものだと理解しておりますが、今のところ策定ができていない状態です。

ここでなぜかといいますと、ちょっと説明させていただきますが、今のところワークショップとかをやっているわけなんですけれども、私ども、今まで行政主導型で何十年もやってきたわけなんです。それがボトムアップといいますか、地域の方々と手を携えて、寄り添って、一緒に方向性を持って歩いていくというところに今切りかえをしております。しかし、自治会のほうが、やはり今大変な状況になっております。いろんなことをお願いするわけですが、自治力がない、いろんな方々がないというところで大変苦勞しております。ですから、このガイドラインを定めるときに、当初はガイドラインをつくりたいという計画はあったんですけれども、実際やってみて、市民の方々と実態を行政のほうも把握しないことにはなかなか難しいということも感じてきております。そのために、今少しできていないという状況でございます。

総合計画には、市民の参加・参画機会の充実の施策の主な事業の一つとして、市民ワークショップ、ワールドカフェ等の開催としておりますので、ガイドラインの策定と同趣旨を持つ事業として、平成30年度より小学校区ごとのタウンミーティングを実施しております。タウンミーティングでは、まちづくり基本条例や市民協働の推進についての啓発の時間を設けまして、参加者に御理解いただいた上でワークショップを実施することで市民の参加・参画の機会としております。

ガイドラインの策定につきましては、今後の総合計画の見直しに合わせまして、瑞穂市の市民協働の推進現状を見定めた上で検討していきたいと思っております。一緒に自治会の方々と参画させていただいて、行政側のほうも入らせていただいて、どういうものを協働のガイドラ

インにしたほうがいいのかということも実感として体験させていただきまして、職員のほうです  
ね。そういう形でつくりたいと思っております。当初は、机上で考えていたところがやっぱ  
り否めなかったというところがございます。その辺を御理解願いたいなあと思っております。  
よろしく願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1 番（馬淵ひろし君） 御答弁ありがとうございました。策定ができていないということは、  
より現場に出てみてよくわかったというような御答弁をいただきました。

ガイドラインが大事であるわけではなく、市の執行機関と市議会、そして市民の方々が協働  
で、お互い力を合わせて情報を共有して行っていくということが大切でありますので、私はす  
ぐにつくるということは求めるつもりはありませんけれども、自治会さんと進めておられる  
市民協働、そういった中で培われた知識や経験、そういったものをそのガイドラインの中に入  
れ込んでいただきまして、市民協働の、市民参画による協働のまちづくりを推進していただき  
たいなあとというふうに考えております。

次に、同じ実施計画にありますまちづくり基本条例推進事業として、40歳以下と定義してい  
る若い世代の参加・参画・協働等の促進が記載をされております。持続可能な都市経営のまち  
を推進していくには非常に重要なことだと認識しておりますが、瑞穂市においては、若い世代  
の参加・参画・協働についてどのように進めていかれるおつもりか、お尋ねをいたします。

また、市の広報7月号で御案内のとおり、7月13日土曜日の本田校区を皮切りにタウンミー  
ティングが開催される予定です。そうしたタウンミーティングなどで、若い世代の方々に参画  
していただくにはどのようにしていくお考えか、あわせてお聞かせいただきたいと思いま  
す。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） まちづくりには、若い世代の参加・参画・協働が必要であるとい  
うことは明らかでございます。単なるPRで解決する問題ではないと認識しております。

まず、若い世代のみならず、まちづくりには若い世代の参加・参画・協働が必要であるとい  
うことの理解を十分に、今の自治会を主力に動かしている方々にも理解していただくとい  
う必要があります。

まちづくり基本条例第8条には、コミュニティーの活動のことがうたわれておりますが、市  
民協働のまちづくりの土台は、自治会等のコミュニティー活動が重要であることがわかりま  
す。この最も基本のコミュニティーである単位自治会の活動が、今の地域の状況や時代に合っ  
ており、そこで暮らす世代を超えた皆さんの役に立つものであれば、自治会の大切さもも  
っと理解されまして、世代を超えて積極的にかかわってもらえるのではないのでしょうか。  
そして、自然に地域のつながりも強くなってくると思っております。



これは、すぐにできるものではございませんが、自治会の事業が地域コミュニティ推進を目指すものであるよう支援をしていく中で、少しずつ地域のつながりを強く広くしていただくということが、多世代が地域の活動により多く参加していただくことにつながると考えています。大変時間がかかることだと思っています。

現に自治会のところで、若い方々が役員等となっていることではございません。やっぱり順番にとか、いろんな自治会の中のルール等々あります。その中で、いかにその役員の方々にお話して、地域の若い方を巻き込んでいただく事業を展開していただけるかということ、細かく今お話をしているところでございます。大変時間がかかっておりますが、そこを突破しないと無理だろうと思っています。これが、やっぱり正攻法じゃないかなと思っていますので、たった一つの方法だと思っています。そこで突破していかないと、なかなか変わらないなというふうに理解しておりますので、即効性があることではないんですけれども、ちょっとそういう形で進めたいと思っています。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。若い世代が、市民協働という形でまちづくりに参加していただくということが非常に大切だと私は考えておりますので、先日、6月25日に、瑞穂市自治会連合会の自治会長会研修で、講師に、非常に有名な日本ファシリテーション協会フェローである加留部氏を招き、「対話の場づくり」をテーマに研修が開催されました。御案内をいただきましたので、私も途中からではありましたが、参加をさせていただきました。

同じテーブルで対話をさせていただいた自治会長さんが、若い世代が来んで困るというふうに言ってみえました。私自身も同じ悩みをやっぱり抱えておりましたので、研修終了後に、加留部先生のところ質問に伺わせていただきました。その際、加留部先生は、数多くの対話の場づくりをしてきたが、若い世代がたくさんいることは珍しいことではないとおっしゃられました。そして、若い世代なら、SNSやツイッターなど相手に合わせた情報発信をすることが大事である。プラス、さらにチラシを持って直接会って、趣旨を説明して、熱意を持って誘い、声をかければ、若い世代も応じてくれると。チラシをまくだけではだめだよというようなことを教えていただきました。

市民参画による協働のまちづくりを推進していくには、非常に重要なアドバイスをいただいたと思っていますので、熱意を持って趣旨を伝えれば、響いて参画していただけるんじゃないかなあというふうに思いますので、私自身も、そういったことを重ねながら市民協働のまちづくりを推進していきたいなあというふうに思っております。

次に、同じく市民協働のまちづくりを進め、持続可能な都市経営のまちを実現するために、実施計画ではまちづくりの担い手育成が上げられております。その主な事業として、まちづく

り人材バンクが上げられておりますが、その概要とどのような制度とするお考えか、お考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） まちづくり人材バンクは、総合計画のまちづくりの担い手育成の施策の一事業として上げているものでございます。しかし、まちづくり基本条例に基づく市民協働の考え方に立って考えれば、市民協働の担い手というものは、市民と職員と議会となっております。誰もがフィールドに乗っている状況だと考えております。自治会や校区の区分けはあっても、市民協働の考え方では、全員がまちづくりのプレーヤーでございます。個人プレーではなく、チームで同じ目的に向かって、それぞれの役割を持ってプレーするものと理解しております。

先進地事例を学ぶ場の提供だとか、チームワークで活動するために、対話やファシリテーターの技術的な習得をする研修の提供も行っております。しかし、もっと重要なことは、学ぶ場でございますが、自分が生活するそれぞれのフィールドの中で、活動の中において芽生えてくるということだろうと思っています。そこでの多様な交流の中で、それぞれの役割に気づき、支え合って活動することで市民協働は機能していきます。

現段階で人材バンクという考え方ではなくて、幅広い世代の地域のプレーヤーをふやすことが最も必要だと考えております。これは、人材バンクに登録するまでに、自治会のほうを強くして、そちらで活動していてくれる方を育てて、それがいろんな、あの人に頼めばこのことは大丈夫だよ、自治会の経理ならあの人がやっていただけるよ、得意だよというような方々がどんどん出てきまして、その方々が人材バンクになってくれるというような流れをつくりたいと思っています。

ですから、市民の皆さんに理解していただけるよう、市民協働という感覚を持っていただきたいということで今自治会のほうに強くお話をしているというところでございます。この過程の中で輝かしいプレーヤーが育って、まちづくりの旗手となった方々が、将来的には人材バンクに登録できる方だと思っております。ですから、この人材バンクのほうも長い過程をとる、時間がかかると思いますが、そういう形で御理解願いながら、私ども市民協働のほうでは、自治会のほうに寄り添って進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 御答弁ありがとうございます。幅広いプレーヤーの参加ということをおっしゃられまして、専門的な知識を生かした方々が育ってきて、その方を人材バンクに登録するというようなお話があったかと思いますが、私はもうちょっと違った目線を考えておりまして、人材バンクというものは、これから人生100年時代が到来するというふうに市長も先ほ

どおっしゃられたと思いますが、市民の皆様が定年、ないしは家庭のことを卒業、定年を迎えられた後、体も元気で気力もある時間が長くなっております。仕事や家庭で培われた知識やノウハウ、能力を、社会の問題を解決するまちづくりに生かしていただきたいと私は考えております。

現在、多くの自治会長さんは、そのような方々が多いというふうに認識をしておりますが、市民の方々のニーズや時間に合わせた形で、まちづくりの分野で活躍できる参画の機会を充実する手段として、まちづくり人材バンクの制度を構築していただければどうかというふうに考えております。

一つの例ではありますが、柿をつくるのが得意な方が学校に教えに行くということも既にやっけていただいているというようなことは聞いておりますけれども、そういった形で、私は柿がつくれるよ、何かあったら市のまちづくりに協力できるよという方をまちづくりの人材バンクというリストの中に入れていただいて、どこかからそういう問い合わせ、ないしは教育委員会のほうから、こういう協力をしてほしいということがありましたら、その方に打診をして参画をしていただくといった形の人材バンクのあり方を、別の角度ではありますが、お考えをいただきたいなあというふうに思います。

次に、平成31年度実施計画で、まちづくりに関するセミナーの開催というようなことを掲げられていると思います。まちづくりに興味を持てるセミナーは、まちづくり活動組織の育成や、まちづくりに参画する機運を醸成するのに重要なことと考えますが、いつごろ、どのぐらいの箇所、どのようなテーマで、どなたを対象に行う予定でしょうか。お尋ねを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） まちづくりに関するセミナーについての御質問でございます。

平成30年度同様に、今年度もタウンミーティング実施後に開催をしていきたいというふうに予定しております。

まず、平成30年度の状況をちょっと説明させていただきます。平成30年度は、「地域の絆づくりを学ぼう」ということで、4回のシリーズでさまざまな先進事例を学び、自分自身が活動することをイメージしてのワークショップ等を行いました。この研修の参加者は、タウンミーティングに参加していただいた方を中心に募りました。それは、タウンミーティングの中のワークの中で、自分自身の中に芽生えたまちづくりというイメージの気持ちを、同じ思いを持った仲間の方々と研修の中でより高め、より深めてもらいたいということと、具体的なまちづくりに対しての取り組みをつなぐということを目的にしたからでございます。

今年度につきましても、同様の目的を持ち、3回から4回程度のシリーズで実施したいと考えております。具体的な内容についてでございますが、現在調整中ですが、ことしの各自治会から上がっている連合会からのテーマですが、タウンミーティングのテーマなんですけれども、

「自治会」そのものや「居場所」というキーワードの関係が多いので、地域の中で若い世代が活躍する取り組みの事例や、地域の必要性に合わせた視点を変えた居場所づくりなどを実施している事例などの講演を聞く機会にできればなあというふうに今考えているところでございます。

まちづくりに関するセミナーには、タウンミーティングの参加者を中心に行う予定でございますけれども、どなたでも参加いただけるように、またホームページ等とかでも強く募集を実施していきたいなあというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。ちょっと質問の原稿では、ちょっとイメージしているものとは違うと言いたいところではございましたが、今御答弁いただいたとおりでないと私は思います。

そういった形でまちづくりに関心を持つ、私がまちに対して何ができるかなあということを想像していただけるような活動、取り組みというものが非常にこれからは大事になってくるんじゃないかなあというふうに考えておりますので、ますますそういう方針で進めていただき、市民参画による協働のまちづくりを大いに進めていただきたいというふうに考えております。

次に、まちづくり基本条例を制定するに当たり、平成22年6月から、まちづくり基本条例推進委員会が設置されました。制定後は、まちづくり基本条例を推進する役割に変更されました。私も、まちづくり基本条例推進委員会の市民公募委員として参画したことがあり、そのときに得た行政情報や、他の委員の意見が大変市政への関心を高め、まちづくりに参画していく気持ちを醸成してくれるものでした。

そういった場に参画した経験が、今この現在の市議会議員という仕事をするものにつながっているのではないかなあというふうに考えております。私のような市民が参画する機会を保障し、市民協働のまちづくりを進め、まちづくり基本条例を推進するには、市が進める協働の手法について評価、提言が必要であると考えますが、有識者、市民団体、公募市民などで構成されるまちづくり基本条例推進委員会に諮問する予定はございますでしょうか。また、まちづくり基本条例第21条3項に、まちづくり基本条例推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては市長に提案するものと定められております。

まちづくり基本条例推進委員会は、平成27年9月28日に開催されて以来、今日まで一度も開催されていないと思っております。諮問がなくても定期的な開催をし、条例の推進について意見を聞く機会が必要であるとは考えますが、市の執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 協働のまちづくり事業につきましては、平成26年の第2次総合計画に係るまちづくりについてを諮問したところ、まちづくり基本条例推進委員会より平成27年に答申をいただきまして、これに基づいて事業を進めておるところでございます。令和3年度が総合計画の後期計画のスタートの年となりますので、そのタイミングに合わせまして、まちづくり基本条例第21条第3項に基づいて、令和3年からの協働のまちづくりの取り組みについての審議及び評価をいただく機会とする予定と考えております。

26年から、まちづくりについてということで進めてきたわけなんです、具体的な实际的に諮問をするような取り組みというところが、なかなか固まっていなかったというのが現実でございました。ようやく自治会のほう、連合会のほうに市役所のほうが出向いて、協働のまちづくりということで動き始めたところでございますので、その間、ちょっとなかなか取り組みについて審議、御意見をというのがなかったんですけども、ようやく形になってきたところでございますので、今やっているところの取り組みについて、令和3年度から後期のために、評価をいただくような機会を設けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

令和3年度ぐらいから、まちづくり基本条例推進委員会のほうに諮問してという御答弁があったかと思いますが、まちづくり基本条例推進委員会、私、メンバーでありましたので、市長から諮問がないと実際何をすることもできないということが委員の中でもありました。集められたのはいいけど、私たち何を意見したらいいのということが議論の出発点であったと記憶しております。

ですので、非常に山本部長が悩まれて、市の執行部の方も悩まれてやっていかれたんだとは思いますが、ここはともにつくっていくと、協働という理念のもとに、素案の段階でもそういった市民の公募の方だとか、有識者の方だとかという方に相談をする場というような形で委員会を利用していただきましたら、委員会のメンバーも非常に張り切ってといいますか、まちをよくするためにという思いがあって来られる方が多いということでございますので、ぜひそのように進めていただきたいなあというふうに思っております。

それでは、森新市長にお尋ねをいたします。

市長は、選挙の際配布したリーフレットの「私の決意」の中で、市民協創の理念を掲げておられます。市民と協働してまちをつくり上げると読むことができますと思いますが、これまでの質疑、答弁を踏まえて、理念として掲げられた市民協創をどのようにつくり上げていかれるおつもりでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 先ほど来、企画部長より、その市民協働については答弁させていただいております。

新たにここで「市民協創」という言葉、新しい言葉というふうに思いますが、少しだけ、私のあくまでも考えで、まだ執行部とは未調整の段階になりますので、お願いをいたします。

市民協働とは、市民や自治会やボランティア、NPO、企業、事業者など、さまざまな主体が公共の利益を資する目的で、まちづくりに対して対等な立場で連携を図り、それぞれが尊重し合って協力し合う取り組みだというふうに認識をしています。

その次に、市民協創というのは、市民協働をさらに発展させたような形で、市民協働は、もう少しわかりやすく言いますと、市民協働は、どちらかという行政主体で協働して成果を得るというような考え方で、市民協創は、市民の方が主体的になってつくり上げる、そのイメージで私は思っております。市民協創は、市民協働を基本としつつ、例えば地域の課題について、市民の皆さんや自治会、ボランティア、企業の方、さまざまな方々が具体的な解決策を検討して、実践的に結びつけた取り組みを行うことにより成果が出る、そんな取り組みと考えております。

これによって地域力を高めることができ、それが市民協創であるというふうに考えていますので、市民協働のさらにその上の、最終的な市民が主体となってつくり上げる課題を解決するような市民協働の形が市民協創であると考えていますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。市民協働は行政が主体であると。その森新市長が掲げられる市民協創とは、市民が主体的にまちをつくっていくんだというところで、発展的なイメージを持っていらっしゃるということと確認させていただきました。

私自身も、自分の掲げた政治信条のところに、自分たちのまちは自分たちでつくるというキーフレーズを入れております。そういった思いで、市民の皆様がそれぞれの地域の小学校区単位、ないしは自治会単位で、それぞれの自治会さんが困ってみえる課題を解決していくということが一番のまちづくりの理想であり、市民が主体のまちづくりであるというふうに考えますので、森市長が理念として掲げられる市民協創、非常に興味を持って、これからも見させていただきたいなあとというふうに考えております。

最後の質問となります。

市長は、演説や公開討論会などの場で、タウンミーティングを数多く行っていかれるというふうな形でお話をされていると思います。先ほどの市民協創の理念を実践し、まちづくり基本条例の趣旨にも沿う、すばらしい取り組みだと私は称賛されるべきものだと思いますが、どの

ようなテーマで、どのように行っていく予定であるか、お考えのほうをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） タウンミーティングにつきましては、これまでも選挙のたびに少しずつお話をさせていただいたこととございます。瑞穂市には98の自治会がございます。その自治会を1回回っても、98回の皆さんとお話するような機会があると思いますので、この市民協創を、地域の方々に地域力を高めるには、やはり最終的には自治会の方々が直接お話を聞き、その地域に合った解決をするということを通り出すことが、このタウンミーティングの目的であるというふうに考えていますので、それが地域に合った政策になり、地域の皆さんとともに作り上げるまちづくりになる、市民協創につながると思いますので、タウンミーティングは数多く開いていきたいということは思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

今のことについて、少し再質問させていただきたいと思いますが、テーマについては、市長のほうから提示をするというよりは、自治会さんで困ってみえることを自治会さんで話し合っている場に、市長も意見を伝えていくような形を想像されてみえるのか、そのあたりのことについてお聞かせさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） まず初めは、地域の皆さんの課題を聞くということから、そのときに、その課題を解決できるようなことがお話の中でできればいいですけど、それができないということになれば持ち帰って、また庁舎内である程度調整して、もう一度開くとか、そんなイメージでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。ぜひそのように市民の方々と対話を多く重ねていただきまして、さまざまに抱えていらっしゃる問題をともに解決していくというような形で、市民協創の理念に基づいて、市政を行っていただきたいなあというふうに思っております。

今回の一般質問のまとめといたしまして、まちづくり基本条例は、市民の負託と信頼を得て市政を牽引する市長にとって、憲法のようなものであると言われております。その憲法に当たるようなもののもと、市民協創の理念を掲げられる森新市長が、市民参画による協働のまちづくりを力強く推進していただきますことを心から願い、私、新人議員としての最初の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1番 馬淵ひろし君の質問は終わりました。

---

### 日程第 3 議案第50号及び日程第 4 議案第51号について（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 3、議案第50号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その 2）及び日程第 4、議案第51号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第 2 号）を一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、2 件の追加議案について説明をさせていただきます。

議案第50号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その 2）であります。

新たに職員育成アドバイザーを設置するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第51号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第 2 号）についてあります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ203万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を177億2,512万円とするものであります。

歳出として、総務費、総務管理費の職員育成アドバイザー報酬として203万8,000円を増額し、歳入として、繰入金の財政調整基金203万8,000円を増額するものであります。

以上、2 件の追加議案につきましての概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

### 散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午後 5 時03分